

《論 文》

田中正造の河川と治水の思想（2）

奥 谷 浩 一

要 旨

田中正造は、足尾鉍毒事件および谷中村強制撤去と闘い、その全生涯を反公害闘争と民衆救済のために捧げた稀有の政治家である。しかし、それだけではない。正造は、足尾鉍毒反対闘争を闘う過程でいや応なしに鉍毒を河川流域に拡散させる渡良瀬川および利根川水系の洪水の問題に直面させられ、精力的な治水行脚を行った結果、その主たる原因が渡良瀬川水源地域の森林の大量伐採、関宿の突堤と栗橋鉄橋の設置にあると喝破したからである。この過程は正造をたんなる政治家または反公害闘争の指導者から、当時としては稀な環境思想家へと成長させる契機となった。本論文では、環境思想家としての正造の思想のなかでもとりわけ水と河川の思想に焦点を当てて、現代の河川思想および環境倫理学から見た場合のその思想の意義を解明する。

キーワード：天人同一と天命，公共財，水は神のごとし，流域一体性，低水法と高水法，天神を基とする憲法

目次

はじめに

第1章 田中正造と環境思想

第2章 田中正造の環境思想の根底にあるもの（以上，前号に掲載）

第3章 生態系と河川にかんする田中正造の思想（以下，本号に掲載）

第4章 田中正造の治水思想

おわりに

第3章 生態系と河川にかんする田中正造の思想

本稿の先立つふたつの章において論じたのは、明治期の自由民権の政治家として出発した田中正造が、足尾銅山鉍毒と谷中村強制撤去に反対するきわめて困難な闘争に従事する過程のなかで、

どのようにして当時としては稀有な環境思想家および鋭く現代文明の病根をえぐる文明批評家として成長をとげざるをえなかったか、そして田中正造の環境思想の根底には東洋思想、とりわけ朱子学的な世界観にもとづく自然哲学のいくつかの諸要素が継承されており、それゆえに田中正造が、日本の環境思想の先覚者であり「山川は国の本なり」と述べて江戸時代の岡山藩で治水と植林の事業を实践した熊沢蕃山に始まる日本の環境思想の系列のなかに明確に位置付けられるということであった。本章では、さらに具体的に、田中正造が水と河川にかんしていかなる思想をもっていたかを彼が残した文献から明らかにするとともに、それが現代の環境倫理学と環境思想から見ていかなる意義をもっていたのかを検討することにした。

### (1) 森と川と海の生態学的関係の把握

田中正造は、すでに論じたように、熊沢蕃山と同様に、森と川と海がひとつながりに関係しあっていること、現代風に言えば、森と川と海とのひとつながりの生態学的な関係を明確に把握していた。例えば、正造の最晩年の1913（大正2）年7月20日の日記にはこう書かれている。「河川のもとハ山沢ニあり。雨量ニあり。山沢を健全ニしてよろしく其本をおさめ、而して河川の改修修築の事を図るべし。河川の事又甚だ難からず。よろしく天然ニ則り地勢ニ従ハズ、河川の流動自然の法則ニよりて海ニ行く。…山を治めずして川を治むるものハ、人としてハ口毒及汚物を大食して身の内容を破りてのちニ、手洗ヘ口ち嗽ぎて以て衛生と云ふが如し。」<sup>(40)</sup>つまり、河川の大元は水源とこれを生み出す山とにあり、深山に発する水の流れは川となり、自然の重力の法則と地勢に従って海へと注ぐから、治水や河川の改修などもこの天然の法則に従って行い、とりわけ水源近くの山沢を健全に維持することを基本に据えれば、決して格別に困難なことではないと言うのである。

こうした正造の思想は、単純素朴でありながら、森と川と海とがひとつながりの生態学的な関連をなしているという現代の生態学の基本的思考にきわめてよく合致しており、今なおきわめて有効なエコロジー的洞察である。そして、こうした生態学的把握はただちに、自然破壊の現況に対する批判的な視座を用意するばかりか、自然破壊に対する具体的な対応策や、さらには環境行政上のあり方に対する有効な指針さえも指し示すことができる。それというのも、ひとつの生態系全体に広がっている環境汚染に対する効果的な対処を考える場合、上記の生態学的把握は例えば、一級河川を国が、二級河川を地方自治体が、あるいは森林は林野庁が、港湾を通産省が管理するというような現代の縦割りの行政では決して効率的に対処しえないという行政上の問題点をも明らかにするからである。正造も明らかに、自然にそなわるこうした道理の把握が、つまり森と川と海とがひとつながりに関係しあっているという自明の自然生態系の把握がただちに洪水を防ぐ有効な治水の仕方を指し示すということを理解していた。そして、人間がこうした自明の自然生態系の道理に反して自然に対して反自然的な人為的な変更と加工を行うならば、それはただちに当事者である人間に跳ね返って長期的には大きな損害をもたらすということを明確に理解していた。

ただし、正造によるこうした森と川と海のひとつながりの関係の把握は、現代の生態学の理解と合致するとはいえ、水が山から川を流れて海へと流動するという一方向的な関係を指摘するだけにとどまっている。残念ながら彼は、物質の流れが海から川、そして川から山へ遡るといふ、上述の方向とは逆方向に移動する関係を明示してはいない。したがって、これらふたつの関係を合わせた、自然生態系における森と川と海の双方向的な物質循環の関係<sup>(41)</sup>にまで深化してこれに言及してはいない。ここに正造の環境思想の時代的な制約が存在する。しかし、明治後期から大正初期にかけてのこの時代に、正造がすでにこうしたエコロジー的把握の一側面を理解して、全体としての生態学的認識の端緒または手前にまで至っていたということは、やはり世界的に見て特筆に値すると言ふべきであろう。

## (2) 流域一体性の思想

正造は1908(明治41)年2月に「利根川流域の治水の統一を期し流水の沮害を取り去り逆流を除くべき請願書」という長いタイトルをもつ請願書を貴族院と衆議院の両議院議長あてに提出している<sup>(42)</sup>。このタイトルのなかに「利根川流域の治水の統一を期し」という言葉が記されているように、正造は、森と川と海の生態学的一体性の思想にもとづいて、さらに現代の流域生態学で言うところの「流域一体性」または「流域一貫」という考え方<sup>(43)</sup>に、あるいは少なくともそうした考え方の端緒に到達していたといふことができる。この請願書は、その前年の8月に生じた利根川逆流による大洪水で谷中村の残留農民が大きな被害を受けたことを直接の契機とし、利根川の自然な流水を妨害している関宿の堰堤を撤去し、鉍毒の拡大と洪水を誘発している渡良瀬川水源地の山林濫伐を止めることを訴えるとともに、洪水対策という名目のもとに渡良瀬川遊水地を建設してここに鉍毒を貯留するといふ県と国の政策がたんに不要であるだけでなく、却ってむしろ洪水を拡大し、百害あって一利なしであることを訴えようとして書かれたものである。

この請願書のなかで正造は例えばこう述べている。「今此ノ國ノ災害ヲ將來ニ防ガント欲セバ、先ヅ彼ノ封建主義ノ悪弊ヲ去ルニアリ。今日ノ如ク各府縣區々勝手我儘ノ工事ヲナシ、或ハ河中ヲ横斷セル『せめんと』ヲ以テ流水ヲ妨ゲ、或ハ天然ノ瀦水池タルベキ池沼ヲ塞ギ又新ニ舊村ヲ潰シテ瀦水池トナスガ如キ、利根川ノ統一ヲ破リ洪水ヲ海灣ニ注グ能ハザラシメタリ。」<sup>(44)</sup>正造の主張と請願の重点は主として、それぞれの府県がそれぞれの自治にもとづいてバラバラに行っている治水のあり方を利根川水系全体を見渡す観点から改め、これを統一的に行う「治水ノ統一」にあるが、その背後には「利根川ノ統一」、そしてひいては「河川の統一」<sup>(45)</sup>といふ、上記のような生態学的考え方がしっかりと位置付けられていることは明らかである。正造と渡良瀬沿岸の農民たちにとっては、山と水源、河川とこれが注ぎ込む海との一体的関係、つまり今でいう「流域一体性」または「流域一貫」の関係は明白であって、彼らはこうした理解を、書物の知識にもとづいてではなくて、河川の流域に土着する農漁民が代々子孫々と受け継いできた河川観察や水害経験をはじめとする生活体験にもとづいて体得していたのであろう。

「河川の統一」は「治水ノ統一」を要求する。「治水ノ統一」は、河川がまたがるそれぞれの都

府県がバラバラに治水を行い、例えば河川は建設省が、なかでも一級河川は国が、二級河川は都道府県が、また港湾は通産省が、海は運輸省が管理責任を負うというような我が国の強固な縦割り行政では対応できないということを意味する。それは治水にかんする行政のレベルにおいても「統一」を要求する。正造は明らかに、治水における縦割り行政の弊害に気づき、その弊害の克服を展望していたのである<sup>(46)</sup>。

### (3) 森林の水源と保水の機能にかんする認識

河川の元は山沢にあるというそれ自体として正しい正造の洞察は、山林が河川の水源となり、さらに水を保全する重要な機能を果たしているということの認識を含んでいる。正造は、山林が水源および保水の機能を果たしているとの絶対的な確信のもとに、彼が起草したさまざまな請願書や意見書等のなかで、執拗ともいえるほどに繰り返し、山林の保護、水源地域での山林の伐採禁止、そして植林等の施策と活動を強く要求している。例えば正造は、1908(明治41)年1月の「渡良瀬川水害救済請願書」のなかで、渡良瀬川の特徴にふれながらこう述べている。「其斯クノ如キハ山岳蓊鬱トシテ水源涵養ヲ保チシ往昔ニアリテ下流沿岸地方ヲシテ關東第一ノ沃野タラシメシ所以ニシテ、其一變現下ノ状態ニ陥リタルハ必竟政道ノ 廢ニ基因スルモノニシテ、其罪天ニアラズシテ人ニ存スト云フヲ得ベシ。」<sup>(47)</sup> また、1910(明治43)年12月19日から記され始めた「河川巡視日記」にも、日光と鬼怒川にふれて「日光山ハ三百年來の涵養なり。今ハ此光景漸ク亡んとす。水源とハ水のみを見るべからず。水ハ山より出づ。山ハ草木禽獸居る、山枯れて水独り已前の如きを得ず。日光の亡びハ山水の亡びニテ、下野の東方の亡びなり、怖るなり」<sup>(48)</sup>とあり、明治44年の「陳情書補足」のなかでも「山河の荒廢は已に業に滅びたるの跡となれり。直に水源の涵養を実行さるも山は数十年の久きを経ざれば水源の安堵なし」<sup>(49)</sup>と記されている。つまり彼は、現在の山河の荒廢は水源の荒廢にその原因があり、これを改めて「水源の涵養」をただちに実行しようとしても、数十年という長い時間をかけてその水源である山と山林を整備しなければ、肝心の水源を確保することができないとの見識を示している。したがって、正造の思想のなかでは、山岳、山林と水および水源とは切っても切れない関係にあり、山林が「水源涵養」の機能を持つことが河川と治水を論ずるさいの当然の前提とされていることが分かる。だからこそ、水と河川の思想家である正造は、水の確保と河川の治水という観点から「夫レ山川ハ国土ノ大形ナリ。…実ニ国家存亡ノ問題ナリ」<sup>(50)</sup>と断じ、そこから「山林濫伐」が国土を破壊する亡国の行為だと断ずるのである。1911(明治44)年6月2日の日記にもこう書かれている。「山林濫伐は国家の自殺なり。天の為せる災は避くべし。自為せる災は避くべからずと云ふ。」<sup>(51)</sup> こうした正造の思想と行動もまた今日の森林生態学および森林保護の考え方と基本的に一致する。

森林の水源涵養の機能については、これに懐疑的な意見を始め、現在さまざまな議論がある<sup>(52)</sup>ことは言わずもがなである。しかし、現代の森林生態学または森林水文学によって確認されている、以下の事実を否定するわけにはいかないであろう。

#### (4) 山林濫伐と洪水との関係のメカニズム

田中正造は水源地の山林濫伐と洪水多発との関係をたんなる伝聞や類推によって述べているのではない。山林濫伐と洪水との関係のメカニズムにかんして、相当程度に科学的な洞察を示しているからである。例えば彼はその死の直前の1913（大正2）年7月13日の日記にこう書きつけている。「明治十六七年前までハ水源地大雨あり。二十四時間一昼夜をへて洪水下流ニ顯るゝを常とせり。然るに今ハ雨未だ止まざるに濁流濫ニ到る。之れ山と濫伐の結果なり。山ニ樹なし、雨量直ニ河川ニ出づ。山ニ樹あれば樹先雨量を貯蔵して其余りを静ニ枝葉より落し、樹木草根とち草根亦水分を吸収す。而モ其余を咄く。漸くして谷溪ニ落つ。之恰も貯蓄銀行の如くであった。而して今全く之ニ大反し、雨随て雨降れ随て溪谷ニ落ち一毫雨を押ゆるものなし。」<sup>(53)</sup>つまり、水源地域の森林が豊かに繁茂していれば、たとえ大雨が降っても樹木と草根が水分を吸収して森林と土中にこれを蓄えるが、この森林を乱伐すれば、大雨を貯留するものがなく、ただちに大雨が河川に流れ込み、河川の氾濫と洪水を惹き起こすというのである。正造のこの洞察は森林生態学から見て基本的に正しい。

ただし、現在の森林生態学であれば、森林と河川の氾濫との関係について、以下のように説明するであろう。森林が豊かな山地は落葉などによる有機的堆積物もまた豊かである。降雨と共にこの山地にもたらされた水分は、この有機的堆積物によって形成された土壤に浸透して、土壤水となる。この降水が土壤に浸透する度合い、つまり浸透度は、土壤の質や有機堆積物の性状によって異なるが、一般的に言って、草地と畑地に比べると林地が、林地では針葉樹林地よりも広葉樹林地の方が高いことが調査から明らかである。これは、林地の表面に森林が生育していることにより、林地が有機堆積物で覆われていて、浸透度が高いからである。有機堆積物には無数の隙間、つまり貯水可能な孔隙が含まれており、この孔隙は、あたかもスポンジが水を吸い込むように、降水を吸い込むのである。林地の土壤の容積に占めるこの孔隙の量は貯水可能な雨量と同等と考えられる。そこで、この孔隙量が山の尾根筋や急な傾斜山腹で土壤容積の20%に相当すると仮定すれば、雨量200ミリメートル前後を貯留することができる。そして、孔隙量が山裾や緩い傾斜の山腹で土壤容積の20-30%に相当すると仮定すれば、雨量500-600ミリメートル前後を貯留することができることになる。社団法人企画の『森と水のサイエンス』によれば、「このような事実を、多目的ダムのダム湖の容量と、その流域の森林土壤の粗孔隙量との比較で示した試みがあり、それによるとダム湖容量の二四億立方メートルに対して〔その流域の森林土壤の粗孔隙量は一筆者〕四四億立方メートルと一九倍にも相当するという。」<sup>(54)</sup>これによっても、森林は人工的なコンクリート構築物であるダムよりもはるかに高い貯水能力をもつ、まさしく「緑のダム」=「天然の水ガメ」であることが分かる。しかも、この「緑のダム」=「天然の水ガメ」は森・川・海の流域生態系を豊かに維持はしても、これを決して分断・破壊することがない<sup>(55)</sup>。森林が存在しなければ、流域生態系はその反対に氾濫と洪水に曝される結果となるであろう。

正造は、「下野の農民」として、森林と水源涵養機能、そして山林濫伐と洪水頻発とのこうし

た深いかかわりがある程度の事実にもとづいて把握していた。しかも正造のこうした河川思想は、山林または森林の機能と役割をたんに純粋に生態学的に、つまりたんなる自然として客観的または傍観的に眺めることで得られたものではない。それは、渡良瀬川沿岸住民の生活と生命・健康を守ろうとする闘いの中から生み出された認識であり、言い換えれば、農漁民によって代々受け継がれてきた経験知に基づきながらも、急増する銅生産量を支えるために足尾銅山が渡良瀬川水源地の山林を大量に伐採し続けたことと、鉍毒を含んだ渡良瀬川の洪水が頻発するようになったこととの因果的関連を把握しようとして、生涯を賭した調査活動のなかから生み出された認識でもあった。そしてそれは、たんなる経験知または直観知に止まることなく、やがて近代社会と文明がもつ病根の根底的批判へと迫って行かざるを得ない認識でもあったのである。

### (5) 山林の流出平準化機能の洞察

山林濫伐と洪水との関係にかんする正造の上記の洞察は、さらに山林の流出平準化機能の洞察とも関係し、この洞察をも明らかに含んでいた。

1910(明治43)年8月11日から降り続いた大雨は、関東地方にまたしても大洪水をもたらし、渡良瀬川や利根川では堤防決壊が相次いだ。この洪水は、全半壊家屋142戸、死者・行方不明者14名の被害を出し、「天明以来の大洪水」と呼ばれたほどであった。谷中村強制収用と渡良瀬川遊水地設置計画に対する反対闘争、そして谷中村復活の運動を展開していた正造は、ただちに関東の五県にわたる被害と洪水の水位の実態を調査するための精力的な視察と聴き取り調査に取り組んだ。翌年下野の河川調査に訪れた正造は、1月31日から2月3日にかけてやや長文のノートを書き記し、その中で以下のきわめて注目すべき文章をしたためている。「山林濫伐ハ出水を一切ニ放下す。時間の短縮非常なり。たとへば、むかし風雨の後ち二十四時間を以出水達する地方に、仮りニ五時間ニて達すとせんか、殆んど五倍の短縮、五斗の水を五時間ニ流下せしめしを改めて一時間ニ放流せしむる割合、たとへば、壺斗の水を五斗ニ膨張せしめて一時間ニ通過せしむるので、小出水ハ忽ち大出水となり、破れざる堤ミも五倍の水力を以て当るものなれば、小出水のためニ堤防ハ破れ、田宅ハ多大の損害をうけるに至るなり。」<sup>(56)</sup> 今注目すべき文章だと述べた訳は、正造がこの文章によって現在の森林生態学で言うところの山林の水の流出機能にかんする見事な洞察を示しているように思われるからである。つまりここでは、山林が十分にある時には例えば風雨の後に24時間かけて出水するのに、「山林濫伐」が行われたところでは風雨の後にわずか5時間で出水するというような状態になり、きわめて短時間で大水が出ることになる、それは5斗の水を5時間かけて流すところを1時間で放流することと同じ効果をもつことになり、これまで破れなかった堤防も5倍の力を受けて破れやすくなり、そのために小さな破れから大出水が生じて農地や家屋の被害を甚大にする、というメカニズムが見事に説明されているのである。

ここで現代の森林生態学または森林地下水学にしばし耳を傾けてみよう。この分野では近年の研究成果として、以下のことが指摘されている。本来の森林土壌を形成する腐植土は層状をなし

て堆積しており、これらの層に降水が浸透してこれらの豊富な孔隙のうちに水が貯留されるとともに地下水となって移動するが、そのさいに森林は水を浄化するとともに、水の流出量を調節するという重要な機能を果たしている。つまり、豊かな森林地帯に降る雨は、腐植土のそれぞれの地層を通り、一般にかなりの時間をかけて、すなわち時間のずれとともに、河川にゆっくりと穏やかに流れ出る。ここでは、たとえ激しい降雨があっても出水量を相対的に小さく保つことができるので、洪水になる危険性を抑えることができ、他方では降雨が止んだ後は、たとえ雨が少ない時期でも、出水量を相対的に大きく保つことができる。樹木が豊かに生い茂る森林地帯では、地下水の基底流出量が大きいため、時期のいかに拘わらず、水の継続流出の最大量と最小量との差が小さくなる傾向、つまり水の流出を安定化・平準化する傾向があり、これを森林の「流出平準化機能」という。だから森林には、先に述べた保水機能と水の浄化機能のほかに、天候や時期を問わず河川の水の流れを安定化する機能がある<sup>(57)</sup>。豊かな森林相をもつ河川では、多少の降雨があっても洪水にはなりにくく、水も濁ることが少ない所以である。

このことを明確に示す調査結果がある。例えば、東京大学の愛知演習林は、はげ山となった河川流域に植林を行って、50年間をかけて森林を復活させた。この間に同じような規模の降雨があったので、時期ごとにこの地域から出る水の流出量を比較検討したが、その結果は次のようなものであったという。「はげ山時期には降り始めると一時に流出して大きな最大流出量に達し、降り止むと急速に減ってしまった流れ方は、[森林が回復した一筆者] 後年にはじっくりと流出し始め、ゆっくり小さな最大流量に達してからも流出が続き、やがて直接流出から基底流出になっても、じっくりと流出が継続して、やっと降雨前の流量にもどるといふ穏やかなものになった。」<sup>(58)</sup> 国外を含めたそのほかの調査でも、最良の森林をもつ流域と不良の森林流域とを比較すると、渇水期には前者の流水量が後者をはるかに上回り、洪水を起こすような最大降水時には前者の流水量は後者のそれに比べてはるかに少ない、という結果が出ているという。

したがって、水源地域の豊かな山林が水の流出を調整して平準化する機能をもち、だからこそ「山林濫伐」が容易に洪水や鉄砲水の引き金となって被害を大きくするという正造の洞察の正しさは、現代の森林生態学の調査と研究によって十分に確証されていると言っても決して過言ではないのである。この洞察はたんなる直観や生活体験にもとづくものとはいえないであろう。正造は、彼なりに、降雨と出水との関係を実地でつぶさに観察したうえで得られたある程度のデータにもとづいて、こうした科学的な洞察を導き出すことができたに相違ない。

## (6) 水の思想

田中正造の水にかんする思想は、簡潔にして明快であり、しかも水と治水の本質を鋭く言い当てている。また、それは生活実感にもとづく素朴な確信であって、それだけに揺るぎのない強靭さを持っているように思われる。

正造は、1912(明治45)年から1913(大正元)年にかけて書かれた長文の「建白書」のなかで、こう書いている。「蓋し天賦に又天与にして人類の自由に領有するを得べきものは空気と流水と

の如し。而かも是れ人類に欠くを得べからざるものにて、常に人類をして之れを取得するの道途を妨ぐるることなきに同意せざるべからず。」<sup>(59)</sup>つまり、すべての生物と人間の生存と生活に欠かすことのできない空気と水は、天から、すなわち自然によって与えられたものであって、これら両者を自由に取得する仕方が妨げられるようなことがあってはならない、と言うのである。これに異を唱える人は皆無であろう。すべての生物の生命と生活にとって不可欠の空気と水、それも清浄な空気と水を保証し、これらの源泉たる健全な山林と河川を保証することは、公益中の最大の公益であるはずである。

河川の水にかんして言えば、かつての渡良瀬川の清流がそうであったように、それは河川の流域のすべての生物に飲み水を与え、たくさんの鳥獣虫魚と野生植物を育み、農民に天然の肥料だけでなく、生活の糧である穀物や野菜・山菜、生活用具となるアシ・ヨシ・カヤなどをもたらし、染色などの生産をも可能にする、なくてはならないものであった。すべてが清流に依存し、清流の恩恵を受けていたのである。河川は時には氾濫して洪水をもたらすことがあるにしても、それさえも天然の肥料をもたらす天の恵みでもあった。だからこそ、正造のような農民にとっては「水ハ人ヲ害サズ国ヲ害サズ、国ヲ益シ人ヲ益スルノミ」<sup>(60)</sup>なのである。正造はすべての恵みの源泉である水をこう神聖視さしている。「水は聖なり、神聖なり。」<sup>(61)</sup>「水ハ実ニ神の如し。」<sup>(62)</sup>

そうだとすれば、当然のことながら、神聖なものである水はもともと清らかでなくてはならない。正造はこう書いている。「夫れ河川は清浄潔白也。決して汚穢することを許容すべきものにあらざる也。」<sup>(63)</sup>「水ハ清きものなり。もし夫天然の清水を濁らし汚し毒するものを除くべし。」<sup>(64)</sup>水はこうしたすべてのものに恵みを与えるからこそ神聖であり、また清らかでなければならない。ところが、流域人民からこの豊かであるとともに清らかであった渡良瀬川の清流を奪い、鉍毒の水に変えて、彼らから生命と健康、そして生計を営む糧を奪い取ったのが、足尾銅山の鉍毒にほかならなかった。だから、「水を汚すハ神を汚すものなり。水を濁らすハ神を濁らし水を毒するハ神を毒するなり。水を毒し魚貝を殺し人の命をちぢめるハ神の罰を免ぬかれず」<sup>(65)</sup>との言葉は、流域人民と彼らの生活を代弁する正造の心からの怒りであり、魂の叫びであった。

ところで正造は、水の性質にかんして、興味深いことを比喩的に述べている。「水ハ天理天則を守れり。水の方円の器ニ従ふハ憲法なり。人の憲法法律を守るハ水の方円ニ於ける如し。水の方円ニ従ふ、恰も死水の如し。而も一旦方円の器を放れば忽ち流動体となりて天理ニ従ふものなり。…法は動かず、守らざるべからざる水の方円器ニ於ける如し。」<sup>(66)</sup>つまり、水はおのれのうちに天理天則を秘めていて、もともとは重力の法則にのみ従う自由で闊達な流動体であるが、方円の器に入ればこれに従って方円となる。これはあたかも、もともと自由な存在である人間が憲法と法律が定められればこれに従うのと同様である。しかし、人間と異なって、水は方円の器のような制約が取り払われれば、たちまちおのれの自由を回復して、もとの流動体となり、重力の法則という天理天則に従って、高い所から低い所へと流れ下ろうとする。われわれは水のこうした本性をよく理解し、これと一致した治水を行うとともに、これを自らの人生の指針とさえし

なければならぬ。正造は本気でそう言いたいのである。

正造は、例えば1911（明治42）年11月28日の日記でもこう述べている。「誰しもしる通り、雨ハ水となり、山より流れ出でて里より海ニ行くものなり。途中低き処あれば溜りて、充ちてハまた海に行くなり。今わたらせ川を見る。途中低き処なく流水早く海ニ行かん」とす。<sup>(67)</sup>また「渡良瀬川と利根川とに対する地形の大要」と題された手稿のなかでこうも述べている。「水ハ気車道ノ如ク無利ニ山ヲキリ川ヲ移動シテ妄リニ直経直行ヲ好ムモノニアラザルハ断々乎トシテ明カナリ。…水ハ誠ニ天地ノ如シ。…水ハ尚神の如し。自由ニ自在の自然力ヲ有シ又物ヲ害サズ偽ラズ、故障アレバ避ケテ通ルハ水ノ性ナリ。水ノ故障物ヲ破ル如キハ破ルニハアラス、故障其物ノ弱クシテ故障トスルニ足ラザルタメナリ。水ハ物ヲ破ラズ、故障ヲ破ラズ、故ニ水ハ堤防ヲ破ラズ、堤防ヲ避ケテ流ル、モノナリ。…要スルニ水ノ心ハ平カナリ。水ノ心ハ和ラカナリ。山アレバ巡リ低ク〔ケ〕レバ満チテ後チ行ク。」<sup>(68)</sup>

要するに、水というものの本性は、雨として山に降り、ここにゆっくりと蓄えられ、少しずつ川に下り、高いところから低いところへと重力の法則に従って流れ下るものであり、決して直線的な経路をたどるものではない。しかも、そのさいに天然の地形または地勢がきわめて重要な諸条件となる。こうした水と地勢の天然の本性を知り、これに一切の余計で人為的で賢しらな人間の手を加えずに、これに従うことが肝要である。自然の地勢に従って蛇行して流れる川の道筋を、洪水を防ぐなどの理屈をつけてまっすぐにしたり、自然の理に背く不要な堤防を築いたりするようなことがあれば、そうした反自然的な仕方はやがて人間に手痛い仕返しをしてくるに違いない。これが水にかんする正造の基本思想である。そして、これが同時にただちに正造の治水思想の出発点となり、すぐ後に見るように、政府官僚による、自然と天理に反した治水行政に対して手厳しい批判を展開するさいの根拠となる。

他方では、正造の水の思想は、水を擬人化することで、ただちに諧謔に満ちた辛辣な社会批判となる。その一例を挙げれば、以下の通りである。栃木県会は1904（明治37）年、正造が「毒の沼」と呼んだ渡良瀬川遊水地または貯水池の設置を意図した谷中村買取案を賛成多数で可決したが、これに触れて正造はこう述べている。「県会が何ときめても、国会が何ときめても、水の性ハ正直ニて公平ニ流れるを主義として、県会のきめたことに従はぬ。水ハ自由ニ高きより低く〔き〕ニ行かんのみ。たとへ国会できめても、法律利屈威信いしんと威張っても、水ハ法律利屈の下ニ屈服せぬ。水ハ人類ニ左右されるものでない。水は誠ニ神の如きもので、人類誠にへばな人類なぞのきめたことニ服従ハしない。…水ハ曰く、我ハ我自由あり、何んぞへボ議員等の得てしる処ニあらず、我ハ古来の天然と習慣とニよりに流れて海ニ行くなり」<sup>(69)</sup>と。これは正造の巧まざる風刺とユーモアが感じられる一文であろう。

## 第4章 田中正造の治水思想

田中正造の治水論は上記の水の思想からただちに導出される。それは、ある意味で単純素朴でありながら、彼自身の苦難に満ちた河川調査と渡良瀬川流域農漁民の生活経験とに根差した土着の知恵の結晶として、河川の自然環境と治水の本質を衝いており、またそれだけに今なお現代の治水に対する教訓に満ちみちているように思われる。なお、現実の治水政策、すなわち渡良瀬川遊水地建設に対する反対闘争、そして利根川水系の洪水頻発の原因だと正造がみなした関宿の突堤および栗橋鉄橋などに関する政府および地方自治体の実際の治水政策に対する正造の批判にかんしては、すでに多くの論考がある<sup>(70)</sup>ので、これらに譲ることにし、この章では、治水というものは本来いかなる基本的な考え方と理念のもとに行われるべきなのかという、正造が抱いていた治水にかんする基礎的・哲学的な基本思想に重点をおきつつ、考察を試みることにしたい。

### (1) 「近自然河川工法」の先駆

正造は、1911(明治42)年9月24日の山本栄四郎宛ての手紙で、治水の出発点とするべき考え方の大要についてこう書いている。「又曰ク、治水ハ天の道ちなり。我々の得てよくする処にあらず。只謹み謹みて他を害さざらんとするのみ。流水の妨害をなさざらんと欲するのみ。苟くも流水を汚さざらんと欲するのみ。清浄ニ流さんとするのみ。村々国々郡々互ニ此心にて水ニ従ハズ、水ハ喜んで海ニ行くのみ。我々ハ只山を愛し、川を愛するのみ。況んや人類おや。之れ治水の大要なり。」<sup>(71)</sup>つまり正造は、水と河川の流れの自然必然性を学び、これに逆らうのではなく、これに従って治水を行うこと、そして山と川を愛し、これらの自然生態系を尊重し、ひいては人類を愛することが治水の要点である、そして山川の自然環境を大切にすることと河川の流域住民に対する愛情とは切り離すことができないとさえ言うのである。

現代の河川工学においては、水害を完全に抑え込もうとして河川にダム・砂防ダム・堰堤等を作り続け、その結果として河川環境と山・川・海の自然生態系を破壊し続けてきた治水のあり方に対する反省のもとに、いまさらながら「近自然河川工法」またはたんに「自然河川工法」という名の「新しい」考え方が提唱されている。河川の流れと構造は、自然の地層や地形などの複雑なメカニズムを通して、気の遠くなるような長い年月をへて自然必然的に形成されたものである。それは人間の賢しらな浅知恵をはるかに超えた、いわば「自然の知恵」の結晶であり、人間は自らの浅知恵によってこの自然必然性に背いて自然を改変するのではなく、「自然の知恵」に学び、自然のメカニズムに従って治水を行うこと、このことが現代の河川工学に求められている。しかし、何のことはない。本論文のこれまでの展開でただちに了解されるように、これらはその本質においてまさしくすでに正造が強調していた治水の基本的なあり方にほかならないのである。

しかし、正造の河川思想からすれば、現代の河川工学とその最近の成果である「近自然河川工法」には決定的に欠落しているか、それともきわめて不十分なものがある。それは、これらの近代の「新しい」河川工法には、科学技術に特化するあまり、正造が言うような「人類愛」、言い換え

ば、河川の流域住民とその生活、そして彼らが代々継承してきた河川にかんする経験知と流域の文化などに対する配慮と愛情という観点にはかならない。科学技術の進歩がいつのまにか人間の手を離れ、流域住民の生活文化を忘れ、これを置き去りにして自立的に進行している状況を正し、治水を流域住民の手に取り戻す必要がある。正造はそう言いたいのである<sup>(72)</sup>。

また正造は治山および治水の事業に関わる者の心構えについても何度も繰り返し述べている。例えば「治水論考」と題された原稿にはこう書かれている。「そもそも水の性ハ天心なり。法律理窟を以て成就すべきものに非ず。治水は無理の權威に服従せざる性質のもの也。また治水の真理は誠実ニあり。金力を以てすべきものに非ず。然るに今の治水は工費の多少を争ふに過ぎず。これ実に水の心を知らざるの致す所也。治水は須らく自然ならざるべからず。治水はよろしく水の心を以て心とせざるべからず。」<sup>(73)</sup> 東洋思想においては、特に儒学者・朱子学者の場合、天地と自然にかんする見方・考え方がただちに当の論者、治世者、または人間一般の道徳的・倫理的規範に結びつくという倫理的傾向を持つが、正造の思想もその例外ではない。治水の事業に携わる者は、水と山林・河川との関わりをあるがままに捉える姿勢を持たなければならず、「水の心」を知らなければならない。天心である「水の心」を知って、その自然のあるがままの本性に誠実に向き合い、その自然本性に従って治水を行うこと、つまり自然の本性・必然性の洞察と人としての誠実さを併せ持つことこそ治水の要点である、と正造は言うのである。

ところで、正造によれば、こうした治水の姿勢の対極にあるのが自然環境、そして流域人民の安定的な生活と福利を考慮せずに、「金力」によって治水を行うことにかならない。言い換えれば、しばしば政府・地方公共団体と土建業者との利害または金銭をめぐる癒着と結託のもとに、国民の血税をつぎ込んで行われるこうした治水こそ、否定・排斥されねばならない。これは、足尾銅山の鉍毒と渡良瀬川遊水地計画への反対、そして利根川流域の洪水防止のために、正造が身命を賭して闘ってきた活動のなかから得られた不動の確信であった。こうした正造の洞察は、当時の施政者と土建企業者のみならず、現代日本の政府当局者と大企業家にとってもきわめて耳の痛い言葉であろう。正造が告発した、こうした政府・地方公共団体と土建業者との癒着の構造、つまり国民の血税からなる国家財政の、欧米に比してきわめて高率の部分が大企業向けの財政投融资に振り向けて、これに自然環境の保全を従属させる我が国の政府と国家独占資本主義の構造そのものは、現代社会においてもなお依然として基本的には変わっていないからである<sup>(74)</sup>。

## (2) 治水の出発点としての水源近くの山林の伐採禁止と山林保護

正造にとって治水の出発点は、すべての生命に不可欠の水の源泉をなす治山、すなわち水源地の山林の保護と涵養であった。正造が1911(明治44)年4月13日に、内閣設置の「治水調査会」に提出した「意見書」にはこう書かれている。「治水は克く広く山河の上下に通熟し、先づ克く山を治むるを要とす。」そして、治水にかんする正造の以下の持論が続く。「山を知らずんば河川を治むべからず。河川を汚すは罪也。之を清むるは天の道なり。河川を清むることを云はずして治水を図るものありとせんか、是れ治水の法にあらず、之れ治水の人にあらず。」<sup>(75)</sup> また同年

2月の「治水論考」でも「山林の樹木を切り、山岳を崩し、またはこれを開鑿し、丘岡を壊ち、谷を埋めて河川を築くが如きは、人力を以て天然に抗せんとするものにして、決して治水の本義ニも目的ニもあらず。」<sup>(76)</sup>

山と川と海とを一体と見るこうした生態学的思想があったからこそ、正造は、鉱毒や水害・治水の問題にかんする実に多くの請願書・要望書のなかで、ほとんど例外なく、重要な請願事項として、渡良瀬川水源近くの森林伐採禁止と新たな植樹の奨励等の措置などの要求を盛り込んだのである。すでに論じたように正造は、森林に水源涵養と流出平準化の機能があることを知り抜いていたから、渡良瀬川のますますひどくなる氾濫・洪水の主たる原因が、足尾銅山鉱業による銅生産のために大量の森林が伐採され、その煙害によって渡良瀬川沿岸を含めた精錬場周辺の樹木が枯死したために保水能力を失っただけでなく、土砂をせき止める機能をも失ったために、大量の降雨の後に鉱毒を含んだ土砂が大量に川に流れ込み、その結果として河床が浅くなったことにあり、これらのことが洪水を頻繁にするというメカニズムを深く認識していた。

このことは1901(明治34)年9月25日の「足尾鉱毒問題」と題された次の一文によっても明らかである。「…剩へ銅山付近の深山は、製銅所の烟毒に害され、又銅山の需要に駆られて数萬町の深山を乱伐し、河流忽ち鳩毒を舞はし、山岳は絶えず崩壊し、土砂は頻りに河底を埋塞し、先の開發的渡良瀬は、一変して破壊的渡良瀬となり…」<sup>(77)</sup>この森林伐採は、本来は国民の共有財産であるはずの国有林がきわめて安価に銅山側に払い下げられた結果として生じており、基本的に銅山側の立場に立つ地方官僚の調査報告によっても、水源地域の8割が皆伐されたとされるほど、ひどいものであった。それだからこそ正造は、治水と水害防止のための第一の措置として、水源地近くの森林乱伐の禁止と植林のための施策とを当局にくりかえし強く要求したのである。

この請願の一例だけを挙げれば、正造は内閣総理大臣ほかに宛てた「渡良瀬川水害救済請願書」[1910(明治41)年1月]のなかでこう述べている。「現今ノ保安林制度ヲシテ一層國土保安ニ有効ナルモノナラシメテ之ヲ渡良瀬利根兩水源ニ適用シ、治水事業ノ完成ヲ告グルマデ官民兩有トモ樹木ノ伐採ヲ禁止シ一方樹木ノ栽植ニ務メ周到ナル監督ノ下ニ森林ヲ保護セバ、風化作用ト相俟チテ禿緒タル山岳モ年ヲ追フテ山相快復シ水源涵養ノ實顯ハルヽルニ至ルベシ。」<sup>(78)</sup>つまり正造は、とかく洪水が起きてからこれに事後的に対処するという対症療法的なやり方をするのではなくて、森林が保水または水源涵養の機能を十分に回復するまで水源地域の樹木の伐採を禁止するなどの抜本的措置を取ることによって「森林力」を保全し、われわれの言葉で言えば「緑のダム」を築くことによって、つまりいわば予防医学的なやり方で洪水を事前に予防するという考え方を提起している。それゆえに、水源近くの山林の伐採禁止の措置と植林にかんする正造の数々の提言は、治水を考えるうえで今なおきわめて大きな意義を持つと言えよう。

### (3) 旧河川法の批判

田中正造が足尾銅山の鉱毒と利根川水系に頻発する洪水と闘うようになった時期は、明治政府が我が国のそれ以前の治水政策に対して一大転換を行った時期でもあった。

周知のように、コンクリート構築物のような人工物が存在しなかった時代には、河川の治水と洪水対策はさまざまな創意工夫を凝らして行われていた。中国でその代表的なものとして知られているのは、四川省の成都で紀元前250年に建設されて現在も立派に機能している「都江堰」である<sup>(79)</sup>。我が国では、戦国時代の甲斐の武将武田信玄が甲府盆地に築堤した治水のさまざまな工夫が知られており、とりわけ「信玄提」または「霞提」と呼ばれる堤防の建設が名高い<sup>(80)</sup>。同じく熊本城などの名城を築いたことで築城の名手として知られる加藤清正も熊本四大河川の改修の事業を行ったことでも著名である。清正が建造した堤防は「越流提」または「乗越提」として知られている<sup>(81)</sup>。これらの近代以前の治水方法に共通しているのは、洪水を100%抑え込もうとせず、洪水と折り合いをつけ、洪水をやんわりとやり過ごすというやり方である。いわば、洪水と共生する治水術ともいえよう。武田信玄の「霞提」も加藤清正の「越流提」もこうした苦心の治水術の結晶と言うべきものである。こういう仕方を取れば、洪水の被害を最小限度に抑えながら、洪水がもたらす恩恵をも利用することができる。洪水は時に大きな被害をもたらすこともあるが、それだけではなく、大きな恵みをもたらすこともある。適度な洪水は上流から新しい肥沃な土壌をもたらし、自然が行う客土ともいえる恵みをもたらすからである。渡良瀬川がそうであったように、洪水があった年から数年はしばしば豊作となることがあり、それは洪水が豊かな栄養分を含んだ土壌を運んでくるからだということ、河川の流域農民たちは自分たちの経験則として熟知していた。洪水を完全に抑え込むということは、洪水がもたらす恵みをも完全にシャットアウトすることである。だから、そうではなくて、洪水の被害を最小限に止めつつ、洪水がもたらす恩恵を利用する。流域農民たちはこうした知恵を生活のなかからいわば編み出していた。この意味で、ダムのなかった時代の上記の治水の方法には、長年の間洪水と戦い、これと向き合ってきた人々の英知が結晶しているのである。

ところで、明治維新後、政府は西洋の学術文化をいち早く取り入れ、欧米に追い付こうとして、多くの欧米知識人たちを我が国に招聘したが、これは治水技術の分野においても同様であった。だが、こうした外国人技術者たちは、西欧の治水技術を決して一方的に我が国に導入しようとしたのではなく、これを我が国の河川の特殊性、つまり急峻な山岳地帯から急流をなして流れ下るといった特性と調和させるとともに、治山を重視し、河川の上流から下流までを一体のものとして把握しようとし、また土木事業に水位記録・測量・数量計算などの合理的方法を取り入れようとしたという<sup>(82)</sup>。また彼らは、我が国古来の治水技術、つまり洪水を完全に抑え込むのではなく、洪水の被害を最小限に止めて、洪水をいわばやり過ごし、洪水がもたらす利点を利用する我が国の伝統的な仕方から学ぼうとしたともいわれる。こうした仕方は、必要以上に高い堰等を作らないことを旨としたために、「低水法」または「低水工事」と名付けられている。ところが、彼らは明治20年代に入ると明治政府から次第に遠ざけられるようになったという。

この時、明治政府が新しく進めようとしていたのは、「高水法」または「高水工事」と呼ばれる方法であって、これは河川を直線化し、河川にダムや堰堤などのコンクリート構築物をたくさ

ん築いて、洪水とその被害を完全に抑え込もうとする治水の仕方のことである。こうした治水政策の転換は、江戸時代に培われた「低水工事」、つまり洪水を100%抑え込むのではなくて洪水とも共生するという考え方から、近代的な技術を駆使して洪水を完全に抑え込もうする「高水工事」への一大転換を意味した。こうした転換の背景にあったのは、当時の国家権力と土建企業との癒着とこれによる相互利益の享受があったことは想像するに難くない。つまり、はっきり言えば、「低水法」よりも「高水法」の方が大企業の儲けになり、そのことが国家権力にも利益を提供するからである。その到達点を示すのが1896（明治29）年の「河川法」の成立であり<sup>(83)</sup>、またこれと前後して制定された「森林法」と「砂防法」をも含むいわゆる「治水三法」であった。これらはその後長い間にわたって我が国の治水と治山を規定することになった。

ところで正造は、新たに制定された「河川法」は、ダムなどのコンクリート構築物がなかった江戸時代に河川の流域人民が共同で培ってきた、洪水と折り合いを付けるという治水の仕方を根本的に転換した「改悪」だと見なしていた。例えば正造は1910（明治43）年11月8日の日記にこう書き記している。「むかしハ水害浅く、堤ミ低くして深く憂えとするに足らざればなり。後ち河川法又改めりて、築堤学進んで堤防高くなり、一朝の破堤、水害むかしニ数倍す。…妄りニ新川をほり山をキリ、流水を左右せんとせば、一つの利を見て百の災害ニ及ぶものなるなり。治水ハ歴史的变化を鑑ミざるべからず。妄りニ天然の遊水地を塞ぎて、又妄りニ遊水地を造るハ傍若無人の考へなり。治水の何たるをしらざる近眼近慾流の悪事と云ふのほかなし。」<sup>(84)</sup>

つまり正造はこう言いたいのである。昔は水害と言ってもそれほど深刻なものではなく、堤防を低く作って、この堤防を越える水位があればこの流水を堤防外へと逃すことで、洪水を和らげるとともに、こうした越流によってもたらされる肥沃な土壌の恩恵を受けたが、近年河川法が制定されて、堤防を高く作って水害を完全に抑え込もうとしたために、いったん洪水が起きると、堤防のわずかな破れから一気に破堤が進んでかえって洪水の被害を昔の数倍も大きくするような事態となっている、天然の摂理に逆らって、新しい川を作り、山林を伐採し、今述べたような仕方でも流水を完全に封じ込めようとするのは、ひとつまたは一時の利益だけを見て、百の水害を招いているに等しい、治水は歴史的な変化を踏まえ、歴史に学んで行うべきであり、天理に従って自然に形成された遊水地を埋め立てて、天理を無視して人間の浅知恵で遊水地を造るなどは、治水の本質を知らない近視眼的で金銭欲にまみれた傍若無人のやり方である、と。先の「河川法」制定前後には、従来型の「低水工事」を主張する識者たちと「高水工事」を推進しようとする政府側の支持者たちとの間で激しい論争が行われたというが、おそらく正造はこれらの議論を側聞していたであろう。正造は、その後現代に至るまで我が国の治水事業を強く規定してきた「河川法」のこれらの弊害とその克服の問題にかんしてまとまったかたちで体系的に批判していないものの、これらの問題の所在に明確に気づいており、すぐ後に見るように、これらのすべての点を個別的な局面で批判している。だから、河川を見る正造の視点は、当時の河川法とこれにもとづく治水の根本的な問題点を抉剔し、当時よりもはるかに河川の自然生態系の荒廃が進行している

現代の事態を予見するとともに、その治水政策の根本的な改革の必要性を提起していたということが出来る。

この「河川法」を支える「高水法」への転換には、短期的に見れば、ダム建設によって洪水を食い止めるとともに、手っ取り早く住民に電力や飲料水を提供できるという目に見える利点があった。しかし、多くの識者が指摘するように、それは長期的に見れば、以下のような負の遺産をももたらしたと考えられる。第一に、それは「低水法」から「高水法」への転換、つまりコンクリート構造物を知らない時代の、自然とも洪水とも共生する、経験知に基づいた、賢い治水の仕方から、コンクリート構造物に頼って洪水を完全にコントロールしようとする仕方への転換であり、洪水がもたらす恩恵を遮断する道でもあった。第二に、それはその結果、全国各地に何万という人工の構築物を河川と海岸に建設して、河川環境を破壊し、森と川と海のひとつながりの自然生態系をずたずたに分断・破壊するという事態を作りだした。また、ダムが建設された地域のの上流部では、河川が運ぶ土砂の堆積のためにかえって洪水が頻発するという事態さえ引き起こした。第三に、それはダムに頼ることによって河川の水源である山林と治山をないがしろにし、またこの時から始まった縦割りの官僚行政の弊害とも関係して、治山と治水の行政を分断した。第四に、当時の富国強兵と戦争遂行のための政策の推進と相俟って、それは国家・地方公共団体の権力と土木・コンクリート関連の大企業との癒着を強化する結果を生み、国民の血税を土木関連企業の利益につぎ込むという公共投資の、正造自身の言葉で言えば、「金力」的な構造を作り上げる素地を作り上げた。第五にそれは、正造の言葉で言えば「天理」を考えずに、多額の費用をかけてコンクリート構造物を造ることで国民の血税を浪費し、時にはその下流の住民の田畑・家屋を水没させて作物の生産量を減少させただけでなく、下流と海の漁業資源をも減少させ、結局のところ、国家財政の全体から見れば国の富を減少させて、不経済をもたらすことにもなった。第六に、それは一級河川の管理主体を国、二級河川のそれを地方公共団体というように、河川の管理主体と管理責任を規定したことによって、江戸時代に河川の沿岸農民が慣習として持っていた河川管理の自治権を奪い、この時代までに農民側に蓄積された治水の経験的知識と技術とを衰退させ、河川と洪水にたいする沿岸農漁民の無関心またはお役所任せというべき状況を作り出した<sup>(85)</sup>。

今ここに述べたことは、用語こそ正造が用いたものとやや異なるものの、正造がその問題の所在を適確に批判していたか、あるいは正造の批判のうちに潜在的に内包されていたものであったと云ってよいであろう。

#### (4) 生態系との関係における河川構築物の基本的有害性とダムなき社会の展望

正造が生きた時代はちょうど、コンクリートを用いてダムや堤防などの構築物を河川に建設する動きが開始された時期であった。正造はこの時代にすでに、セメントを用いた人工的な構造物を見聞し、その弊害について何度か言及しており<sup>(86)</sup>、ダムや堤防などが基本的に自然と河川の環境に有害であることを認識していた。正造は、例えば1908(明治41)年8月9日の逸見斧

吉ほか宛ての手紙でこう述べている。「日本河川の自然ニ背ける堤防ニ付てハ、また非常の罪惡と不經濟の極度ニより爾後の革命を要せん。而も考案未だ熟せずといへども、窃ニ思ふ、日本全国中過半の堤防ハすべて皆有害なり、無益なり、とみとめました。」<sup>(87)</sup>つまり正造は、河川の自然に背くような堤防は「非常の罪惡と不經濟」の極みであるから、今後は「革命」する必要がある。自分の考えはまだ熟していないからさらによく考えをまとめなければならないが、我が国の「過半の堤防」、すなわち半数以上の堤防は有害無益だと痛切に思う。こう述べたのである。

なぜ正造が、堤防は一般に「非常の罪惡」「有害」「無益」だと言うのかといえ、それはまずなによりも自然の流水を阻害するからである。正造の水の思想によれば、山から流れ出た水はおのれの重力により、自然の地形と地勢と地質にしたがって高い所から低い所へと下り、海へと注ぐ。河川に堤防を築いて流水を阻害することは、こうした自然の理に反することである。自然の理に反して作られた堤防はさまざまな問題を惹き起こす。堤防の堤体には水のエネルギーが貯留するから、正造が他の箇所で言うように、堤体に小さなほころびが生じたり、川の氾濫によって堤体が決壊すると、一気に放出された水の圧力によってその被害は甚大なものとなる。またそれは、河川の自然な環境を破壊し、例えば魚類の溯上を阻害することによって漁業資源にマイナスの影響をもたらすだけでなく、流水が運ぶ土砂の流れを断ち切って堤防の内部に土砂を堆積し、堤防の下流では土砂の自然な供給が遮断されることで河床の低下が生じ、これに関連して河岸崩壊や河畔林の流失が引き起こされる<sup>(88)</sup>。これらひとつひとつについて正造ははっきりと述べているわけではないが、沿岸住民にとって堤防の建設に伴うこれらのマイナス面は明らかである<sup>(89)</sup>。

ところで、先の引用文中で、正造が我が国の「過半の堤防」が「有害」「無益」だと述べていて、「すべての堤防」がそうだと述べていない点に注意する必要がある。つまり正造は、すぐ後に検討するように、河川の氾濫から住民を守るための一時的な、いわば「緊急避難」措置として堤防が建設される必要性を否定してはいない。しかし、それはあくまでも一時的な「緊急避難」の必要からであって、半永久的なもの、もしくは恒久的なものであってはならない。そうした「緊急避難」的なものを建設する場合でも、堤防のような河川構築物が自然の河川環境にとっては本来有害なものであることを自覚しながら、それとの兼ね合いにおいて、そしてさらに堤防の建設が真の意味で沿岸住民の生活と流域文化を守るうえで実効的なものなのかどうかを十分に検討する必要がある。こうした構築物の建設には、国・県と足尾銅山鉱業との癒着に典型的に表れているように、しばしば国と地方自治体と土建業者が癒着して、堤防やダムを建設して相互利益をあげる<sup>(90)</sup>ために、これらの建設を、生態系と沿岸住民の真の利益とを度外視して自己目的化しがちである。こうした傾向と真に対峙するためにも、河川の生態系から見て堤防やダムの建設は本来は有害なものであって、沿岸住民のための「緊急避難」的な必要以外にはもともと作られるべきものではない、ということをお前提にしてかかる必要がある。正造はそのように言いたかったに違いない。

我が国の河川に沢山の堤防ないしダムが建設され始めるのは1920年代である。当時こうした

動きの端緒に居合わせた正造は、谷中村を水没させて遊水地を設置しようという政府と県の計画に対して反対する過程で、官民が癒着して、河川環境とそこに住む住民の真の利益を考慮することなく、無制限に河川を開発するようなやり方が進行し、我が国の河川環境が自然の仕組みに背く堤防や堰堤で破壊されつくすような事態<sup>(91)</sup>をすでに予見していた。だからこそ正造は、河川と堤防にたいする考え方、そして官民の癒着の仕組みを根底から変えなくてはならないと考えていたのである。果たせるかな、我が国を含む現在の経済先進国の多くの国では、多くの河川がダムや堰堤などの河川構築物で埋め尽くされるという事態が生じている。これらの多くは、森・川・海のひとつながりの自然生態系における物質循環を分断して、自然な河川環境を決定的に破壊するばかりか、大量の土砂を堆積して遅かれ早かれ使い物にならなくなる。河川構築物の建設、これらの維持保全、堆積する土砂の撤去などに莫大な費用を要することは、今や世界の常識である。

こうした事態になって初めて、人類はすでに建設されて使い物にならなくなっている河川構築物の撤去と河川生態系の回復を考え始めている。以上のことを考慮して、欧米ではすでに脱ダムの時代に入るための諸方策を講じ始めている。今世界は脱ダムの時代を迎えているのである。きわめて残念ながら、経済先進国のなかでは我が国だけはその例外であるが。

本論ですでに明らかにしたように、すでに1900年代に正造は、堤防などの人工的な河川構築物が自然の理に背き、河川環境を損なう無用のものだと考え、そうした構築物のない自然状態における治水を考えようとしていた。つまり彼は、江戸時代とそれ以前の我が国に存在した治水の技術に思いを馳せながら、今から一世紀以上も前にすでに堤防やダムなどの河川構築物の弊害を見抜き、そればかりかこうした河川構築物に頼ることのない社会とそこにおける治水のあり方を展望していたのである。正造の場合、河川に必要な度を超えて人工的な構築物を建設することに反対する理由が「自然に背く」という直観的なレベルにやや傾斜しすぎ、「非常の罪悪と不経済」の内容が必ずしも十分に展開されてはおらず、河川構築物による自然破壊を現代の生態学的な認識の深みにまで深化して把握していたとは言えないであろう。これはやはり彼の思想の時代的制約である。しかし彼は、今日の河川環境の破壊の事態を予見し、こうした事態が形成される社会的構造を見抜いていただけにとどまらず、治水を堤防やダムだけに頼ることのない社会、そしてこれらが存在しない社会を明確に展望していた点で、当時にあつてはこの問題にかんして世界的に見てもやはり抜きんでて先進的であった、と評価して差し支えないであろう。

##### (5) 村民が築いた生活に必要な不可欠な堤防は「生きる神」である

すでに指摘したように、正造は全国のすべての堤防やダムの建設に無条件に反対だと言うわけではなかった。例えば、1905（明治38）年6月29日の宮内喜平宛の葉書で、正造はこう書いている。「本日天気なりとて、明日天気よしとて、堤防の危弱修繕をバ忘れる無用。油断ハ大敵なり。御用心とこと。」<sup>(92)</sup> また同日島田熊吉ほか宛ての葉書にも正造は「堤防を必ず祈るべし。必用の堤防に参詣すべし。此生きる神に精々参詣すべし。此必用の神ニ参るべし。迷心的無形の神ハ其次ニ参るべし。之れ古人の教ニて候」<sup>(93)</sup>と認めている。つまり正造は、天気が良いからといっ

て油断して堤防の修繕を怠ることがないように、また堤防は「生きたる神」で「必用の神」のように重要なものだから、まずこの「神」に先にお参りしなさい、と周囲に説き聞かせているのである。

このことは、日本全国の過半数の堤防は有害無益だという正造の先の言葉と矛盾するように見えるかも知れない。しかし実はそうではない。これには若干の注釈が必要である。1902(明治35)年、利根川と渡良瀬川が逆流洪水を起こしたために、堤防が決壊して家屋と農作物に大きな被害を与えたが、栃木県庁が村民の請願にもかかわらず、急水留工事を行わないので、翌年村民が自費をもって破堤した箇所を修復した。県庁はこれに遅れて破堤箇所の復旧工事に着手するが、これがなかなか完成せず、その間にわずかの出水により、復旧工事が行われた箇所が流亡してまたしても村民に被害を与えた。1904(明治37)年10月になって村民は再び自費で急水留工事を行い、さらに翌年の6月26日にこの工事が一応完成して、成功式が行われた。先に引用した正造の葉書はその直後に書かれたものである。つまり、この頃栃木県庁と帝国議会では、谷中村の買収と廃村、そしてそのうえで渡良瀬川流域に遊水地を建設するという計画がひそかに進行しており、そのためにわざと破堤箇所の修復工事を進捗させようとしなさいという状況のなか、村民が自らの生活を守るために自費と寄付金をもって築いた堤防は、正造たちにとっては「生きたる神」のごとき存在だったのである。

正造は、こうした村民の生活に必要な不可欠の堤防の設置までも否定しようとしたのではなくて、村民の生活や要求を無視して政財界の癒着のもとにもっぱら大企業の利益に資することを目的として計画される堤防の建設に反対したのである。つまり正造が堅持したのは、河川に堤防などの構造物を築くことは生態系から見て一般的には有害であることを前提しつつ、村民の生活上応急処置としてどうしても必要な堤防とそうではない堤防とを区別し、短期的にはどうしても必要な堤防を守り維持するが、そうではない堤防、すなわち村民の生活から遊離した堤防、大企業の「私利私欲」のための堤防の建設には極力反対するという姿勢であった。ところで、村民が自腹を切って築いたこの堤防は、谷中村買収・廃村、遊水地化計画が本格化した1906(明治39)年4月に、県庁によってことごとく破壊されてしまった。まさしく国家と県庁の権力による横暴と人権無視というべき事態であろう<sup>(94)</sup>。

## (6) 国民生活全体から見た場合の費用対効果の観点の必要性

正造が堤防の「不経済」を語っていたことは先に見たが、正造によれば、その理由は以下の点にある。堤防が国民の血税たる巨額の予算を費やして建設されながら、いずれ堆積土砂の浚渫や堤体の劣化による更新の必要性などの諸問題に直面してさらに膨大なコストを必要とすること、堤防の建設に伴って多くの農地が湖底に沈んだり漁業資源の減少を招くなどの社会的コストを決して無視しえないこと、堤防によって得られる利益とこれら両方の社会的コストを比較検討すれば、費用対効果の面から見て、堤防の建設は下手をすると社会的な不経済につながりかねないということにある。正造は、例えば1909(明治42)年9月24日の山本榮四郎宛ての手紙のなかで、

利根川水系に洪水被害を頻繁にもたらす元凶のひとつが関宿のいわゆる「棒出し」にあり、これを除去して渡良瀬川を元の状態に戻す必要を論じてこう述べている。「我々ハただ徳川時代の山河に復し、[足尾銅山の一筆者] 鉱業無論停止すべし…」「即ち徳川時代の如く川の水を清くし、魚を踊らし、天与の肥料、一村の一字早川田ばかりにて肥料三千円を増加したりとせば、渡らせ村五字ニテモ金壺万五千円となる。これを免租地六十八箇町村ニ加算せば如何。仮り平均一村一万円の天産肥料を失つて年々六十八万円となる。これを半分としても三十四万円となり申候へバこの損害ハ誰れニも見える処なれば、これヲ復スルハ山川ノ改修、鉱業停止、山沢植林ハ国家社会永遠財源ノ復活なり。同時ニ渡良せ川の浚渫をなして、徳川時代の如く足利の上五十部のへんまで船の往來を回復するも今回の七百五十万をバ要せざるべし。」<sup>(95)</sup> 正造はこの自らの文章について「意多く筆回らず。ご推察を乞ふのみ」と自評しているが、正造がここで何を行っているのかといえ、簡単に言えば、遊水地建設にかかる社会的費用と、鉱毒がない時代の農業生産でもたらされた利益がまるまる損益となる場合の社会的コストの差し引き計算を要求しているのである。

つまり、渡良瀬川に堤防を作って遊水池を設置するために750万円の国家予算を投ずる計画に対して、正造はこの大金を、足尾銅山の鉱業停止を行い、渡良瀬川の水を元に戻して清くし、これに浚渫を行って江戸時代のように舟運を盛んにする事業に使えば、肥料を投入する金額を差し引いても関東一の土壌の豊かさを誇る68町村で一年に34万円の収益が上がり計算されるから、これは「国家社会永遠財源ノ復活」につながるが、しかしその反対に遊水地を造ってこの土地を水没させることになれば、国家社会の大きな損失となる、と正造は実際の損益計算を行っているのである。これは現代風に言えば、「費用対効果」を明らかにして、投入される社会資本とそのため生ずる社会的損失を秤にかけて、国民生活全体の真の利益から見て無駄な、公共政策という名の企業向けの財政投融資、つまり不経済な社会投資をなくそうという発想につながる視点である。

正造のこの視点はダムの「費用対効果」の検討にも応用できる広い射程を持っている。現在、アメリカ合衆国と西欧で「脱ダム」が進んでいるのは、こうした視点から、河川環境を破壊してきたことに対する重大な反省にもとづく環境への配慮だけではなく、特に大規模ダムに象徴される「不経済」に対する認識が深められているからである<sup>(96)</sup>。「費用対効果」にかんして言えば、正造が足尾銅山から生み出される利益とそれが垂れ流した鉱毒による農業被害とを比較対照していることも見逃すわけにはいかない。この点でも正造の思想の先進性は明らかであろう。

### (7) ダムに頼らない治水方法の提言

先に引用した手紙のなかで、正造は四回にわたって江戸時代の山河と治水に言及している。その意図は何であったであろうか。

周知のように、コンクリート構築物のような人工物が存在しなかった明治時代以前には、河川の治水は各藩とその農漁民によるさまざまな創意工夫によって行われていた。本稿で先に言及し

た武田信玄の治水術をもう一度取り上げてみよう。甲府盆地は、釜無川と笛吹川のふたつの大きな川にさらに南アルプスから流れ下る御勅使川の急流が合流しあって富士川へと注ぐ扇状地に位置し、これらの複雑な水流のために古来洪水の多発に悩ませられた地域である。信玄は、御勅使川の急流を「将棋頭」を作って二つに分流し、その主流を竜王町の高岩に衝突させて水流の勢いをそぐとともに、各所に雁行状に堤防を築いてこれを断続させ、洪水が起これば堤防の切れ目から流水が自然に遊水地へと流れ出るようにし、こうして川自身と堤とに水の流量の調整機能をもたせて洪水の勢いを弱め、下流の中心部に被害が及ばないようにした。これが「信玄堤」または「霞堤」と呼ばれる堤防である。信玄は、この堤防にさらに「堀切」と呼ばれる流路を作ったほか、「石積出し」「蛇籠」「聖牛」などと呼ばれる水量緩和の機能をもつ道具を併用し、これに加えて防水林や竹林を作って洪水時の備えとした。信玄はそのほかにも治水工事によって移転を余儀なくさせられる住民の租税を免除したほか、堤防の維持管理に住民を参加させるなどのきめ細かなやり方をしたことが知られている<sup>(97)</sup>。

こうした治水方法の利点は、すでに論じたように、洪水の被害を最小限度に抑えるとともに、洪水がもたらす恩恵、つまり適度な洪水が下流域に運ぶ新しい肥沃な土壌を利用するという点にある。正造は例えば1911（明治44）年4月12日付けの治水調査会宛での陳情書で次のように述べている。「因に曰、古来渡良瀬川に天災なし。古来の洪水は天然肥料の流れ来るを以て、農民は洪水を歓迎せしものなりき。何の天災か之れ有らん。今は則ち其状況正反せり。法律は此地方に行はれず、怖しき鉍毒流れ来りて多く荒蕪の血を作り、沃土変じて不毛となる。」<sup>(98)</sup>つまり正造は、水源に山林が豊かに繁茂し、清らかな水が流れる昔の渡良瀬川には洪水があってもそれほど深刻な被害をもたらすものではなくて、「越流堤」などを越えた流水は天然の沃土を運んできてくれるから、沿岸の農漁民をむしろ洪水を歓迎したものであるが、今は鉍毒によって沿岸が不毛の地と化していることに抗議している。

正造が先に「徳川時代の山河に復し」と述べたのは、洪水の被害を最小限度に抑えると同時に洪水がもたらす恵みをも生かす、上述のような江戸時代の治水法に学び、その良いところを継承すべきだと考えたからにはほかならない。江戸時代の渡良瀬川とその治水法に戻せというのは、この川の沿岸の人々の悲痛な叫びであった。まして、高すぎる堤防やダムを建造して洪水を完全に抑え込むことを意図するいわゆる「高水法」では、洪水に伴う肥沃な土壌、つまり正造が言うところの「天与の肥料」は得られず、洪水がもたらす恩恵に浴することはできないのである。正造が1911（明治44）年8月24日の日記に「治水大革命時代、已往ニ照らすも亦歴々。要言せば工費工学の人多ければ、治水倍々遠し」<sup>(99)</sup>と書き記した所以である。

### (8) 治水における浚渫の重要性

正造の治水論の基本は、河川法以前の時代の、とりわけダムなどが存在しなかった江戸時代の先人の知恵、すなわち洪水と共存するような治水の仕方に学び、これを継承すること、そして水源地域の山林を保護して清らかな水を保ち、川に浚渫を施して川底を深くして洪水の危険を減ら

し、ダムや堰堤に過度に頼りすぎない治水法を追求すること、そして船による民衆と物質の往来と交通を回復することであった。治水の基本にかんするこうした正造の思想と問題提起は、「脱ダム」が叫ばれている現代の時代においてこそ、きわめて大きな意味と教訓をもつように思われる。

例えば正造は、堤防やダムに頼らない治水の方法のひとつとしての浚渫についてこう述べている。「只浚渫ハ河川修築の根源なり。流水ハ浚渫して彼の行動を助くるニあり。之れを治水と云ふなり。浚渫の外ハ何等工事の必要なし。もし為セバ害のみ。而モもし無理ニ之を為セバ其害いよいよ多し。日本の今の治水なるものハ、為セバ為すほど害の多きニ到るのみ。」<sup>(100)</sup> また利根川水系の洪水防止のための改修工事にかんしても、彼の日記にはこう書かれている。「利根川今の改修を以て安全の心なし。渡良せ川改修亦無用なり。浚渫を以てセバ可なり。妄りニ川巾を広くする必用なし。浚渫して従來の流水を妨ぐるものを除き得バ可なり。但し地勢ニよれる根本的治水、即ち本川を旧古の川線ニ回復するハ固より可なり。然れども今ニして之を為し能わざりとセバ、現在の河川を浚渫して少くも兩岸の障害となりたる工事を悉く撤回して、現在の河川を回復セバ可なり。」<sup>(101)</sup> これは、利根川が昔は東京湾に直接に注いでいたのを、江戸時代に河川変更工事を行って現在の姿にしたことに対する批判であるとともに、関宿の「棒だし」と栗橋鉄橋による川幅の狭小化が利根川逆流による洪水の原因であることを突き止めた正造の根本的な治水対策の提起にほかならない。

不必要な堤防を築かず、川底を深く浚渫することによって河川の過度の氾濫を防ぐという正造の治水方法の提起は、われわれに中華人民共和国の四川省成都の岷江の古代水利施設である都江堰を思い起こさせる。都江堰の入り口である二王廟から岷江の沿岸へと降りていく途中の階段の壁面に、その建設者李冰（りひょう）の格言が大きく刻まれて掲げられているからである。それは「深淘灘低作堰」（深く灘を淘い、低く堰を作る）という六文字の言葉である。李冰とは、紀元前3世紀の蜀郡の太守で、現在の成都の治水施設である都江堰の最初の建設者であり、その根幹をなす三つの主要建造物である魚嘴、宝瓶口、飛沙堰を築いて、急流にして暴れ河で知られる岷江を治水するとともに、岷江から分水して四つの川が集まる成都平原に灌漑を施して成都を豊かな農地に変えた功労者である。彼は、彼の仕事を引き継いだ彼の息子とともに、二人の「王」として二王廟に祀られ、現在も成都の人々の尊敬を集めている。都江堰は現在世界遺産にも登録されている成都の観光名所であるが、「深淘灘低作堰」（深く灘を淘い、低く堰を作る）とは、李冰が編み出した治水の方法を簡便な格言にして、後世にこれを伝えるものである。その意図は、川底を一定の深さにまで浚渫するとともに、堰堤を低く作ることによって洪水を防ぐという治水の奥義を示すことにある。われわれは、川底を深く浚渫することによって洪水を防ごうとすることは理解できるが、低く堰を作るということの意味は理解しにくいであろう。高い堰を作って洪水を完全に抑え込もうとしても、この高い堰が洪水の水圧に負けてごくわずかな部分が崩れると、堰の破れが一気に拡大して堰堤全体が破堤する結果となり、堰堤の外に一気に洪水が拡大して甚大な被害を受けることがある。だから、堰堤をわざと低く作って洪水が堰堤を超えてその外に逃

げるようにすれば、提外の田畑は一定の被害を受けるが、しかしその被害は最小限で済み、しかも反って肥沃な土砂の供給という洪水の恩恵を受けることができる。

私はこの格言がそのような意味であると理解する。そうだとすれば、都江堰を建設した古代中国人の治水思想、江戸時代とそれ以前の治水思想、そして田中正造の治水思想とが共通の発想で奇しくも結ばれていることになり、東アジアの諸国どうしの治水思想をめぐるこうしたつながりにはきわめて感慨深いものがある<sup>(102)</sup>。

### (9) 河川の沿岸住民による自治的共同体の確立と河川管理への参加

江戸時代の治水を回復せよという正造の切実な呼びかけには、今論じたことのほかに、さらにもうひとつの意味が込められていたように思われる。それは、江戸所代にすでに慣例となっていた、河川の流域住民の自治と河川管理への参加だったのではないであろうか。

正造は1911(明治44)年7月4日の日記にこう書き記している。「町村自治の外、日本を守るものなし。政治と水理と同じ。…政治ハ万民の希望ニ従ふ能わず。然れども治水と自治町村とハ人民の希望ニ従ふを得るなり。只朝顔ニ手をやる如くセバかなり。」<sup>(103)</sup>つまり、日本を守るための政治は町村の自治なくしては不可能であって、政治は万民の希望をかなえることはできないが、町村の自治があれば町村の人民の希望を叶えることができる、治水もまた同じことであって、町村自治にもとづいて朝顔に毎日水をやるのと同様にして水の管理を行えば、治水は可能だ、と言うのである。また、翌年の7月26日の栃木裁判所での弁論のなかでも、正造は判事に対してこう述べた。「谷中人民田中正造の希望は、自治の復活にあり」<sup>(104)</sup>と。

すでに述べたように、河川法の制定は河川を国の財産とみなし、国と地方行政機関をその管理責任の主体として定め、その結果、江戸時代には慣例であった、河川管理に対する流域住民の関わりと権限とが奪われて、彼らを国の河川政策にたいする受動的なたんなる受益者としてしまった。こうして流域住民は、治水の責任と権限を国と地方行政機関に任せることになり、江戸時代以前から存在してきた治水にかんする知恵を代々継承して実践する機会を奪われ、江戸時代にそうであったような、集団で洪水に対する備えと対策を常に怠ることのない住民主体ではなくなってしまった。河川法の制定に伴うこうした弊害を、正造は誰よりも敏感に気づいていた。ではどうすればよいのか。現代のあるべき河川管理からすれば、丸山隆氏が言うように「そもそも、山や川の自然を適正に管理することは、大変な手間と暇のかかる難事業なのである。…特定の行政機関やその担当者が、業務の片手間に実行できるようなものではないのである。それが実行できるのは、長年にわたってその川や社会に親しんできた流域の住民だけであり、しかも流域住民の大多数が何らかの形で主体的に管理に携わる以外に方法はない。つまり、江戸期までの伝統的な自然管理体制の基本である流域住民を中心とする自主管理体制を復活し、総合的・長期的な観点から無理のない自然の利用と管理に戻すのである。」<sup>(105)</sup> そうだとすれば正造は、まさしく谷中村での闘争の経験を通して、21世紀に必要とされる河川管理のあり方にかんしてもその基本的な方向を理解し、指し示していたのだと評価しても、決して過言ではないことになる。

最晩年の正造は、谷中村強制破壊の後の困難な状況のなかにながら、依然として谷中村復興のための努力を続け、その過程のなかでしばしば町村の自治の回復と共和との重要性を強調していた。正造は、例えば1913（大正2）年2月4日の川島要次郎と島田宗三の二人に宛てた手紙のなかで、「悲む、我日本正ニ亡国とハなれり」という言葉の後にこう述べた。「共同共和の力ら、一村の自治、共同団の力らより生ずる公益ハ甲乙丙丁の中ニ発生するで、一人でハ幸いも少きなり。共同心の公益実ニ貴重ニ候ヘバ申上るまでもなけれど、右の名士方ニも時々御見舞下されたく候。この義断じて願上候。最モ正造より願ふニあらず。天の命ずる処なればなり。人類相互公共上至要の人道ニ候。」<sup>(106)</sup> この言葉は、強制破壊された谷中村に残留した農民たちとともに、それでもなお理想を失わず、共同の力で自治を回復し、一種のユートピア的共同体を作り上げようと闘い続ける正造の心意気を示したものであるが、正造の心中には、この共同体の公益上の仕事として河川管理に関わる渡良瀬川流域人民の自治とそのための権利とがしっかりと位置づけられていたに違いない。

## おわりに

これまで論じてきたように、田中正造の河川と治水の思想は、さまざまな根拠から、熊沢蕃山以来の我が国の伝統的な環境思想の系列の中に明確に位置付けられる。それは、足尾銅山による人命と人権を無視した操業の結果として生じた広範な鉍毒被害に抗して、渡良瀬川沿岸農漁民の生命と生活を守ろうとする凄絶な闘いの中から生み出されたという意味では、たんなる机上のうえの観想的な認識とは正反対の、沿岸農漁民の生活体験と実践の中から生じた悲痛な叫びと結びついた、止むにやまれぬ、それゆえに現実によって鍛え抜かれた不動の確信でもあった。しかもそれは、時期的には我が国の治水の転換点、つまり江戸時代から受け継がれてきた我が国の治水方法を根本的に改め、低水法から高水法への根本的転換にほかならない旧河川法の制定に前後して形成され、その意味でこの根本的転換の行き着く先を見通し、それがもたらす弊害を基本的な諸点において予見するものでもあった。

現在、世界的に見て、高水法を採用した結果として、国民の多額の血税を費やしてコンクリート構築物で河川を埋め尽くし、民衆が生活する土地と田畑を水没させ、河川の自然生態系をズタズタに寸断してこれを荒廃させ、洪水を抑制するどころか逆にしばしば洪水を誘発し、コンクリート構築物の維持管理と堆積する土砂の除去に多額の血税を費やすやり方に対する根本的な反省が生まれている。欧米では、不要なダムを撤去して河川の自然な氾濫原を回復し、自然な河川に回帰しようとする動きが広がっている。それにも拘わらず、我が国では、こうした世界的な方向をよそに、その必要性和生態系に対する無害性を真に市民に対して証明できないままに、相も変わらずダムが建設され続けている<sup>(107)</sup>。

こうした状況のなかで、堰堤やダムが基本的に有害であることを認識しつつ、山林と河川と海

の生態学的統一を基礎に据えるとともに、河川構造物に頼らない治水の仕方とダムなき社会を展望し、さらに河川沿岸の住民の共同と町村の自治を基本にして住民参加による新しい治水の形態を追求しようとした田中正造の思想は、生涯をかけて民衆と共に歩んだその鮮烈な生き様とともに、現在なお、というよりは現在であるからこそ、われわれが大いに学ぶべき示唆と教訓に満ちみちているように思われる。

ところで最後に、二人の環境思想家、田中正造と熊沢蕃山の出会いについてふれておきたい。二人は2世紀以上も年代を隔てているから、この出会いはもちろん直接的な出会いではなくて、間接的なそれである。正造は1910(明治43)年11月23日の日記にこう記している。「熊澤藩山先生は堤防建築が上手でない。只誠実を具体的場所に顕はしたので、堤防を見れば熊澤藩山の徳性的一端を見るに足るのみである。即ち堤防の一角に藩山の姿の一角が見えるのです。」<sup>(108)</sup>正造は河川調査の過程で、熊沢蕃山が晩年に渡良瀬川支流に築造設計したといわれる「蕃山提」等を実見して、ここで感想をもらしているのだが、それもそのはずである。正造が活動した渡良瀬川流域は、その昔我が国初の本格的な環境思想家であるとともに治水事業家であった熊沢蕃山が、晩年に古河藩に蟄居・幽閉させられながら同藩藩主松平信之の求めに応じて治水の事業を引き受けた、思川や蓮花川などの渡良瀬川支流の地域に接しているからである。この意味で、二人はまさしく200年以上の年月を隔ててこの地で邂逅しているのである。蕃山は、古河藩の要請に応じて、例えば渡良瀬川支流の蓮花川が注ぐ蓮華沼下流の藤岡町新堀に堤を建設したほか、鷲ノ巢溜などの後に「蕃山提」と呼ばれる堰堤を建設し、これらは現在も残って渡良瀬川と谷中村の近くに位置している<sup>(109)</sup>。これらの堰堤は、建設後三百年以上の年月をへてなおも現在立派に役立っているほど頑丈・堅固に作られており、これらの工事にいささかの手抜きも許さなかった蕃山の仕事に対する誠実さと責任感を示して余りあるといえよう。正造はこれらの堅固な蕃山提を見て、その無骨さの中に蕃山の優れた徳性を看取したのである。

さらに正造は、1911(明治44)年4月18日の日記にも、熊沢蕃山と加藤清正のことを書き記している。「きく、谷中県道受負人ハ谷中買収派の人々なり。堤防のためを思ふ人々にあらず。破る目的の人々のみなり。之れを熊澤古先生や加藤清正の如き人々の土木ニ比せば、優劣例するものなし。」<sup>(110)</sup>熊沢蕃山と加藤清正が行った土木工事は、人民の福利を考えて行ったものであって、決して私利私欲のために行ったものではないことを、正造は認め、改めて二人を賞揚しているのである<sup>(111)</sup>。我が国の環境思想家どうしの影響とつながりはきわめて深いと言うべきであろう。

最後になるが、「環境破壊に人心の腐敗墮落、道徳の低下あり」という趣旨の田中正造の思想に注意を促しておきたい。この言葉を噛みしめ、これが現在の環境倫理および環境倫理学に十分に通ずる言葉であることを確認するとともに、その深い含蓄を解明することを今後の追求課題として位置づけることを肝に銘じて、本論考を終えることにしたい。[完]

[2016年10月20日 論文提出]

## 注

- (40) 『田中正造全集』(岩波書店)第13巻, 529頁。
- (41) 奥谷浩一「北海道の海鳥をとりまく生態系の危機を考える」、『北海道の自然』(北海道自然保護協会), 第44号を参照のこと。
- (42) 『田中正造全集』第4巻, 55頁。
- (43) 河川環境を意識した最近の河川生態学または河川工学関係の著作では、河川環境をひとつの生態系として見る「流域一体性」の考え方が今や主流である。高橋裕氏は「流域は一つ—水源地域から海岸まで」をひとつの章のタイトルとし、「河川は、上流の水源地域から上・下流域、そして河口周辺の沿岸域、さらに水の流れる先の海まで、物質的、生態学的、歴史的、文化的に結びついている」と述べている(高橋裕『川と国土の危機—水害と社会』岩波新書, 90頁)。そのほかにも中村太士『流域一貫』(築地書館)、さらに注(46)に掲げた著作などを参照されたい。
- (44) 『田中正造全集』第4巻, 57-58頁。
- (45) 同上書, 59頁。
- (46) 縦割りの弊害は、行政分野だけでなく、河川とその生態系を研究する学問の分野にもそのままてはまる。森林と河川と海の生態学はタコツポ的に追求され、また河川ひとつをとっても、例えば地形を地質学者が、流水を工学者が、魚類を魚類学者が、水生昆虫を昆虫学者がそれぞれ独立に研究し、ひとつつながりの生態系を全体として研究するための意識的な取り組みと異分野どうしの学問交流とがあまりにも希薄であったと言えよう。例えば、宇野木早苗・山本民次・清野聡子編『川と海—流域圏の科学』(築地書館)の著者たちもこう述べている。「自然科学や工学の学問分野においても、一部を除けば、川と海が独立して研究されることが多く、相互理解と交流が少なかった。そのために研究は遅れ、海域における地形、水質、底質、生物、さらに漁獲などの変化に対して河川事業が与える影響を、活発な沿岸開発が与える影響と分離して明らかにすることが困難であった。」(同書, 3頁)ひとつの自然生態系が広範囲で複雑な研究対象であるという困難さを乗り越えて、もろもろの専門分野が分野の壁を超えて横断しあいながら、全体としての自然生態系の解明および学際的・分野横断的な研究という目的に向けて結集するということがこれからの科学研究の課題であろう。近年こうした課題に接近しようとする書物が出版され始めている。上掲書のほか、治山事業と森林・溪流の生態系との調和を基本に置きながら学際的に河川管理を研究しようとした書物に太田猛彦・高橋剛一郎編『溪流生態砂防学』(東大出版会)があるし、水産学の立場から森林・河川・海の連環を追求した山下洋・田中克編『森川海のつながりと河口・沿岸域の生物生産』(恒星社厚生閣)、また同様に森林・河川・海の物質循環を基本としてこれらの総合的管理を意識的に論じた京都大学フィールド科学研究教育センター編『森里海連環学』(京都大学学術出版会)、上記の観点から自然再生事業に取り組んでいる、自然再生を推進する市民団体連絡会編『森、里、川、海をつなぐ自然再生』(中央法規)などが注目に値する。学際性と分野横断的な研究をめざすこうした研究者たちの今後の活躍に期待したい。
- (47) 『田中正造全集』第4巻, 40頁。
- (48) 『田中正造全集』第12巻, 83頁。
- (49) 『田中正造全集』第5巻, 128頁。
- (50) 『田中正造全集』第5巻, 284頁。
- (51) 『田中正造全集』第12巻, 236頁。
- (52) 山林の水源涵養機能の問題については対立した見解がある。すぐ後の注(55)を参照のこと。
- (53) 『田中正造全集』第13巻, 475頁。
- (54) 中野秀章・有光一登・森川靖(社団法人日本林業技術協会企画)『森と水のサイエンス』(東京書籍), 106頁。
- (55) 周知のように、「緑のダム」の機能については対立した評価がある。「緑のダム」がダムのような貯水機能を果たしえないとしてこれを全面的に否定する見解と、「緑のダム」の機能を強調するあまりこれをあたかも万能のように考える見解とがそれである。これらはともに一面性を免れ得ないであろう。現在の森林生態学の成果から見れば、森林が降雨時には貯水機能を果たし、流量の平準化機能をもつが、乾燥期には森林の水分蒸発機能のために流量低下の機能をもつというのが妥当な理解のように思われる。この問題については、蔵治光一郎・保屋野初子編『緑のダム』(築地書館)、蔵治光一郎・保屋野初子編『緑のダムの科学—減災・森林・水循環』(築地書館)、田中隆文『「水を育む森」の混迷を解く』(J-FIC)などを参照されたい。

- (56) 『田中正造全集』第12巻, 41頁。
- (57) 中野秀章・有光一登・森川靖(社団法人日本林業技術協会企画)『森と水のサイエンス』の特に117-121頁を参照のこと。
- (58) 同上書, 111頁。
- (59) 『田中正造全集』第5巻, 250頁。
- (60) 『田中正造全集』第4巻, 386頁。
- (61) 『田中正造全集』第13巻, 158頁。
- (62) 『田中正造全集』第4巻, 572頁。
- (63) 『田中正造全集』第5巻, 246頁。
- (64) 『田中正造全集』第4巻, 572頁。
- (65) 同上書, 同上頁。
- (66) 『田中正造全集』第13巻, 157頁。
- (67) 『田中正造全集』第11巻, 369頁。
- (68) 『田中正造全集』第5巻, 534-535頁。
- (69) 『田中正造全集』第11巻, 369-370頁。
- (70) 例えば, 小松裕『田中正造—未来を紡ぐ思想人』(岩波書店)は, 吉田東伍『利根川治水考』(日本歴史地理学会, 復刻, 崙書房)や大熊孝『利根川治水の変遷と水害』(東大出版会)などを参照したうえで, 利根川水系の治水の歴史を踏まえた考察を行っている。また, 小松, 上掲書176頁以下を参照されたい。
- (71) 『田中正造全集』第18巻, 67頁。
- (72) 河川工学が教えないことについては, 例えば河川工学博士のフィリップ・ウィリアムズは「「河川工学者がいに自然の川に関する自然科学に関して無知であるか」を指摘しながら, 「川の自然な営みという全く別の知識体系が存在しているのですが, それは河川工学のなかには組み込まれていません」「人工的な水路を作るための学問ということよりもむしろ, 川は生きており全く違う現象として理解してゆくことを河川工学研究室の中に組み込んでいく必要があるのです」と述べている。フィリップ・ウィリアムズ「アメリカの変革・世界の潮流」(天野礼子編『21世紀の河川思想』共同通信社, 所収)を参照のこと。これに付け加えて言えば, 現在の河川工学では, 専門に特化するあまり, 森・河川・海の自然生態学はもちろんのこと, 河川流域に生活する人々の生活実態や彼らが育んできた河川流域の文化, そして環境倫理および環境倫理学をも教えることがほとんどないに違いない。田中正造も, 河川工学しか学ぶことがなく, 総合的な視点をもたない工学者が引き起こす問題点と弊害を指摘している。近年, これらの問題点に対する反省を踏まえ, 自然との共生, 河川流域の管理と森林の関わり, 河川文化などの問題をも視野に収めて書かれた河川工学の書物として, 高橋裕『新版河川工学』(東大出版会)をあげておきたい。
- (73) 『田中正造全集』第5巻, 17-18頁。
- (74) やや古い数字だが, 1991年度の日本の建設投資額は83兆2千億円で, 世界で断トツの第一位, アメリカ合衆国は62兆2千億円で第二位である。国民一人当たりの建設投資額が国民総生産に占める割合は, 日本が18.4%で, 次位のカナダの13.7%を引き離している。さらに国土の単位面積あたりの建設投資額は, 日本がアメリカの36倍, フランスの6倍, イギリスの4倍である(「筆者へのインタビュー」, フレッド・ピアス『ダムはムダ』[平澤正夫訳]共同通信社, 398頁を参照)。日本は2004年度の国内総生産の6%を公共事業に振り向けていて, この数字は社会保障費の2倍に達している。しかし, 他の民主主義・工業先進国では公共事業費は国民総生産の4-2%程度にとどまり, しかも社会保障費の半額程度である(イアン・カルダー『水の革命』築地書館, 195頁)。要するに, 日本は突出した土建大国なのであり, このことはすでに国際的に周知のこととなっている。これに即応して, 日本では土建業界と政治家の癒着にもはなはだしいものがある。かつての一連のゼネコン汚職事件がこうした癒着の構造を明確に示している。一例として, ゼネコン政治家と言われ, 政界建設族のドンと呼ばれた金丸信は, 建設大臣の時に長良川河口堰にゴーサインを出したほか, 自民党副総裁現職の時に東京佐川急便からヤミ献金を受け取り, 直接には数億円にのぼる所得税脱税容疑で逮捕された。この事件では大手ゼネコンなど18社が捜索の対象となり, その幹部も多数が事情聴取を受けた。この事件については, 共同通信社社会部編『利権癒着—政財界・権力の構図』(共同通信社)を参照のこと。こうした政財界の癒着の構造は, 田中正造の生涯をかけた闘争が示すように, 明治維新以来の我が国の政治にきわめて根強く通底して

いると言わざるをえない。

- (75) 島田宗三『田中正造翁余録』下、394頁。
- (76) 『田中正造全集』第5巻、16頁。
- (77) 『田中正造全集』第2巻、565頁。
- (78) 『田中正造全集』第4巻、42頁。
- (79) これについては本論文のすぐ後の箇所而言及するが、和田一範『信玄提一千二百年の系譜と大陸からの潮流』（山梨日日新聞社）が参考になる。
- (80) 和田一範、同上書のほか、富山和子『水と緑と土』（中公新書）、高橋裕『現代日本土木史』（彰国社）などを参照されたい。
- (81) 富山和子『水と緑と土』94頁以下を参照のこと。
- (82) デレーケらに代表される西欧河川技術者が明治初期の我が国の河川事業に対して行った貢献については、高橋裕『国土の変貌と水害』（岩波新書）、100頁以下などに詳しい。また富山和子『水と緑と土』100頁以下などを参照されたい。
- (83) 「旧河川法」成立の経緯については、高橋裕『国土の変貌と水害』103頁以下、富山和子『水と緑と土』103頁以下など詳しい。
- (84) 『田中正造全集』第11巻、534-535頁。
- (85) 高橋裕『川と国土の危機』170頁を参照のこと。丸山隆氏も「明治30年前後に制定された新しい制度では…流域住民に対しては…川を所有したり管理したりする権利は認められなかった。つまり、流域住民は川の自然管理の主体としての権利を剥奪され、単なる受益者の立場に置かれたことになる」（丸山隆「川と共生する社会」、天野礼子編『21世紀の河川思想』115頁）と書いている。
- (86) 本論文注(44)を参照されたい。
- (87) 『田中正造全集』第17巻、404頁。
- (88) ダムがもつ生態学上の問題、とりわけ河川がダムの貯水部分に流れ込んで流れが緩くなる部分での土砂の堆積、それによる洪水発生の危険、そしてダムの堤体の下流における河床低下と河岸崩壊のメカニズムなどについては、稗田一俊『鮭はダムに殺された—風谷ダムとユース川からの警鐘』（岩波書店）に詳しい。これらのメカニズムにかんする図入りの説明はきわめて分かりやすく、説得的である。
- (89) ダムを含む堰堤は、堤内に水を貯留しこれを利用することで、洪水調節などの治水の機能のほか、飲料水、灌漑用水、工業用水などの確保、水力発電、レクリエーションなどに関わる利水の機能をもつ。短期的に見た場合、ダムの利点は明らかである。とりわけ大規模ダムの建設は、エジプトのアスワン・ハイダムに典型的に見られるように、多額の予算を費やす国家的プロジェクトとして、国家と政治の権力を象徴する意味をもつがゆえに、時にしばしば政治的に利用されることさえある。しかし、その負の側面も決して無視する訳にはいかない。現代の河川環境学においては、ダムがもたらす「功罪」のうち、長期的観点および生態学的観点から見た場合の「罪悪」について以下のように議論されているとあってよいであろう。

第一に、それは森林と河川と海と間に成立している双方向的な物質循環を断ち切り、生態系を基本的に貫く物質のサイクルを阻害する。この物質のサイクルとは、ひとつには山と森林を起点とし、河川を經由して海へと注ぐ水とともに下降する物質の流れであり、主として山林の落葉や山林に堆積する腐葉土層から流出するある種の鉄分などの栄養分がその主役である。もうひとつは、その逆方向をたどる流れ、つまり海から河川を經由して森林へと上向する物質の流れであって、主としてサケなどの溯上性の魚類によって担われ、クマなどの森林に棲息する動物によっても媒介される。物質のこの双方向の循環こそ、自然生態系を構成してきた最も重要な要素であるが、この物質循環が分断されることに伴う生態系と環境全体への負荷はきわめて重大な問題である。

第二に、それは河川に構築物を造成することで自然な流水が得られなくなり、流水と共に自然に土砂が下流および海へと流下することをも阻害する。その結果、河川の下流部では河岸崩壊や河床低下などの河川環境の破壊を引き起こすとともに、河川が海に流れ込む海岸部では海岸砂の縮小と流出をも引き起す。

また第三に、それは河川がダム湖に流れ込むところで流れがゆるやかになるために、そこに大量の土砂を堆積し、このことがダム上流地域では、ダム本来の目的である洪水防止という歌い文句とは裏腹に、洪水を多発させる原因となる。

第四に、ダムは河川に生息する魚類だけでなく、河川と海を行き来する魚類が上流・下流を行き来することを妨げることで、彼らの生活と繁殖を阻害する。アメリカ合衆国などでは、絶滅危惧種の希少な魚類の絶滅が懸念されている。

第五に、ダムは河川に生息する魚類の漁業資源を枯渇させるとともに、河川が海へと流れ込む海岸地域での漁業資源の減少を惹き起こし、このことが結局は食料資源の減少としてダムを作った人間に悪影響が跳ね返ってくることになる。第六に、多額の国家予算を費やして建設されるダムは決して長持ちするものではなくて、そのコンクリートそのものの寿命が、河川の状態にもよるが、せいぜい50年から100年くらいしかもたない。ダムの堤体には常に土砂が流入・堆積し続けており、日本のような急峻な山岳地帯から水が一気に海に流れ込む国土ではその堆積率と堆積時間が早く、多くの場合予想をはるかに上回る速度でダムが埋まっていく。つまり、堤体コンクリートの耐用年数と土砂の堆積との両面からいってダムはいずれ役に立たなくなるのであり、これを防ぐための堆積土砂の除去とダム堤体の更新などでさらに膨大なコストを要することになる。

第七に、巨額の国家予算を費やしてダムを建設して得られる短期的な利益と、ダムの湖底に沈む住民の家屋・田畑・土地などの資産価値の損害、それまでそこで得られていた生産物等の収益の損害に加えて、今あげた森林への悪影響、河川環境の破壊、特定魚種の絶滅などの自然の価値に対する損害、河川と海岸での漁業資源の減少、ダム湖に堆積し続ける土砂の浚渫などの維持経費などの長期的な社会コストとを比較検討すれば、多くの場合にダムは採算が合わないことになる可能性が高い。はっきり言えば、ダムなどの構築物をいったん建設すれば、この構築物の修理、更新、維持費などで建設主体の大手ゼネコンにかなりの期間にわたって金が入り込んでくる仕組みになっていて、そこにこうした構築物を作り続けようとする金銭的動機が存在する。これは、ダムや砂防ダムに限らず、護岸などのすべてのコンクリート工事についていえることである。

河川に作られるコンクリート構造物がもたらすこれらの問題点については、松永勝彦『森が消えれば海も死ぬ一陸と海を結ぶ生態学』（講談社ブルーバックス）のなかで森林の腐植土中のフルボ酸鉄の流下阻害と海岸の磯焼けとの関わりを論じている。また、カナダのプリティッシュ・コロンビア州ヴィクトリア大学のトム・ライムヘン教授は、半世紀にわたって樹木の年輪とサケの遡上との関係を研究し、サケと森林との相互依存関係を明らかにした。つまり、サケが自然遡上する川ではクマがサケを捕食した後、食べ残しの大半を森に捨てることで、森林に栄養分が供給されていることを実験的に検証した。これは海から川をつうじて森林に栄養分が供給されていることを示しており、松永勝彦氏の研究結果、すなわち森林で形成される腐植土中のフルボ酸鉄が川を通じて海に供給されることと合わせて考えると、森林と川と海との間で動植物を媒介にした相互の物質循環が行われていることになる。これは生態系にかんするきわめて重要な見識である。これらの研究結果と森・河川・海の物質循環にかんして、奥谷浩一「北海道の海鳥をとりまく生態系の危機を考える」（『北海道の自然』北海道自然保護協会、第44号）60頁以下に簡便な解説がある。

アメリカ合衆国そのほかの国々で問題となっている希少魚類の絶滅と絶滅危惧種については、パトリック・マッカーリー『沈黙の川』（築地書館）48頁以下などを参照されたい。

- (90) ダム建設に伴う官民の相互利益のうち、民間企業にとっての利益とは国家の財政投融资が得られることのメリットであり、官にとっての利益とは例えば民間企業へのいわゆる「天下り」である。かつて全国に建設され、現在はその多くが建設中止に追い込まれた「大規模林道」は、クマが出没するような国有林内に幅員7メートルのアスファルト道路の「林道」を建設するという途方もない事業であった。その建設主体となった旧「緑資源機構」の歴代の理事長は何と歴代の林野庁長官の「天下り」であった。国民の財産である国有林の問題がいまだに国会ですら議論できず、林野庁長官の通達によって決められるという我が国の林野行政の重大な問題点もさることながら、官の民へのこうした「天下り」に象徴される官民の癒着の構造については、我々国民が厳しく追及すべき問題であろう。
- (91) 現在の日本の河川はコンクリート構造物によって埋め尽くされており、これが存在しない河川は今や四国の四万十川などの一部の河川に限られていると言っても決して過言ではない。豊かな自然が残されているかに見える北海道の河川もまた決して例外ではない。堤体が高さ15メートル以上のダムとそれ以下の堰堤や利水ダム・砂防ダム・治山ダムなどを合わせると、2006年の時点で北海道の河川には確認できたものだけで何と3万6千もの堰堤が建設されているという。地域別にも、例えば知床半島全体ではおよそ360の堰堤があり、知床が2005年に世界遺産に登録されるにあたってこれが障害となる問題点のひとつとされた。北海道の自然生態系ですら、ダムによってこのようにすさまじいばかりに破壊されている。これらの状況とその問題

点については、奥谷浩一、前掲論文、65頁以下に簡単な解説を施しておいた。特に日高地方のダムと堰堤が、急流が運ぶ土砂による堆積物で悩まされている。アイヌの聖地を湖底に沈めて建設されたために訴訟となり、札幌地裁で原告のアイヌの人々が勝訴した沙流川の二風谷ダムがそうであり、その上流に建設された岩知志ダムも土砂で埋まりつつある。岩知志ダムはももとのダムの機能が阻害されている全国のダムのワースト・テンの仲間入りをしている。こうした状況にもかかわらず、これらのダムの上流にさらに平取ダムの建設が進められている。我が国においても脱ダムが強く叫ばれている所以である。

- (92) 『田中正造全集』第16巻、409頁。
- (93) 『田中正造全集』第16巻、411頁。
- (94) 島田宗三『田中正造翁余録』上巻の巻末にこれらの諸事件の詳細な年譜がある。
- (95) 『田中正造全集』第18巻、66頁。
- (96) 公共事業チェック機構を実現する議員の会 [編] 『アメリカはなぜダム開発をやめたのか』(築地書館)、日本弁護士連合会公害対策・環境保全委員会編『脱ダムの世紀』(とりい書房)などを参照されたい。特に参考となるのは、ダニエル・ピアード「二世紀の河川思想を構築する—ナガラ・チャレンジ」とフィリップ・ウィリアムズ「アメリカの変革・世界の潮流」の二論文であり、いずれも前掲の天野礼子編『21世紀の河川思想』に収録されている。
- (97) 和田一範、前掲書、157頁および富山和子、前掲書、95頁を参照のこと。
- (98) 島田宗三『田中正造翁余録』下巻、378頁。
- (99) 『田中正造全集』第12巻、409頁。
- (100) 『田中正造全集』第13巻、531頁。
- (101) 私は、今年(2016年)4月の中国四川省の視察旅行で初めて都江堰を実見し、このような感慨に満たされた。今では魚嘴の近くの堤体に展示用として、竹編みの籠に石を詰めた蛇籠とマーツァと呼ばれる丸太を組み合わせたものが置かれていたが、これは信玄堤などの日本の伝統的な治水法で用いられてきたものと酷似している。これらの点で、治水にかんしても我が国に対する古代中国の影響の大きさ、そして東アジア諸国どうしの文化圏のつながりを実感できたのであった。
- (102) 『田中正造全集』第13巻、329-330頁。
- (103) 『田中正造全集』第12巻、306頁。
- (104) 島田宗三『田中正造翁余録』下巻、534頁。
- (105) 丸山隆「川と共生する社会」、前掲書、138頁。
- (106) 『田中正造全集』第19巻、132-133頁。
- (107) これらの点で、2008年8月に「淀川水系流域委員会」が国土交通省近畿地方整備局長あてに提出した意見書は画期的であった。同省と同整備局は、大戸川、天ヶ瀬、川上、丹生の四つのダムの建設を策定し、同流域委員会に諮問したが、同委員会は、これら四つのダムを建設することは認められないとする意見書をまとめ、そのなかで、巨額の費用を投ずるこれらのダム建設がかえって宇治川の水かさを増して洪水の危険が生じることを指摘するとともに、河川を排水路としてのみ整備の対象としてきた近代治水事業の限界を踏まえ、堤防を強固に補強することで経費を節約し、またダムに頼ることなく、琵琶湖と淀川の流域一体に目配りしながら、河川環境全体を再生させていこうとする立場を表明したからである。この意見書の基本的な考え方と精神が我が国の今後の治水の基本方向となるべきであろう。
- (108) 『田中正造全集』第11巻、487頁。
- (109) 旧古河藩に残る熊沢蕃山の遺蹟については、川島尙二「旧古河藩領における蕃山遺蹟」(『月刊歴史手帖』第18巻第10号、名著出版、1990年10月)を参照のこと。熊沢蕃山の環境思想全般については、奥谷浩一「環境倫理学から見た熊沢蕃山の思想」(『札幌学院大学人文学会紀要』第97号、2015年2月)を参照されたい。
- (110) 『田中正造全集』第12巻、116頁。
- (111) 加藤清正是熊本城の築城と熊本平野の治水で名高いが、豊臣秀吉の朝鮮侵略にさいしては、小西行長とともにソウル入城の先陣を争っただけでなく、朝鮮北部の咸鏡道からさらに国境を超えて女真族(オランカイ)を攻撃し、朝鮮人民からは最も嫌われ憎まれた武将であることは、周知のとおりである。

Shozo Tanaka's Thought on Rivers and Flood Control (2)

OKUYA Koichi

Abstract

Shozo Tanaka, an activist who protested against toxic metal pollution from the Ashio Copper Mine and against the forced demolition and abandonment of Yanaka Village, was a unique politician in that he devoted his life to fighting environmental pollution and helping victims of pollution. But there's more to him. In the course of a campaign against poisoning from the Ashio Copper Mine, Shozo confronted a significant problem. Flooding on the Watarase River and in reservoirs along the Tone River helped spread toxic substances to the drainage basin. Shozo made travels on foot to intensively collect data on the water levels in rivers and reservoirs at times of flooding. As major causes of exacerbated flooding, he found large-scale logging in the reservoir area of the Watarase River, a jetty in Sekiyado, and Kurihashi Iron Bridge. That experience made Shozo more than just a politician and a leader in the campaign against pollution. He reinvented himself as an environmental thinker, an unusual figure in those days. By focusing on Shozo as an environmental thinker and on his thought about water and rivers, this paper clarifies the significance of his thought from the viewpoint of contemporary thought on rivers and environmental ethics.

Key words : integration of nature and humans, heaven's will, public goods, water is godlike, drainage basin integrity, low-water method and high-water method, constitution based on the heavenly gods

(おくや こういち 札幌学院大学名誉教授 哲学・倫理学)

